

平成21年第4回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成21年8月24日（月曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第50号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について

日程第3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（20名）

1番	黒田 芳 弘	2番	舩 渡 洋 子
4番	白 井 悦 子	5番	高 田 文 一
6番	高 橋 勝 美	7番	安 藤 重 夫
8番	道 下 和 茂	9番	浅 野 英 彦
10番	中 村 重 光	11番	村 瀬 明 義
12番	若 原 敏 郎	13番	瀬 川 治 男
14番	後 藤 壽太郎	15番	上 谷 政 明
16番	大 熊 和久子	17番	大 西 徳三郎
18番	戸 部 弘	19番	高 橋 秀 和
20番	遠 山 利 美	21番	鵜 飼 静 雄

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	小 野 精 三
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	鷲 見 良 雄
企 画 部 長	高 田 敏 幸	市 民 環 境 部 長	藤 原 俊 一
健 康 福 祉 部 長	村 瀬 光 廣	産 業 建 設 部 長	山 田 英 昭
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	山 田 道 夫	上 下 水 道 部 長	杉 山 尊 司
教 育 委 員 会 事 務 局 長	成 瀬 正 直	会 計 管 理 者	矢 野 博 行

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 河合重光

議会書記 安藤正和

議会書記 吉村太志

---

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの出席議員数は19人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号15番 上谷政明君と16番 大熊和久子君を指名いたします。

日程第2 議案第50号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、議案第50号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

19番 高橋君。

19番（高橋秀和君）

まず歳入の部分で確認だけしたいと思うんですけども、歳入というよりも歳出の部分の財政調整基金に対する繰り入れの部分で、今回3億5,000万ほどの増額がされております。繰越金の増額が2億2,000万という形になっております。通常でいくと繰越金額を9月の議会でどういう金額になっているかということをして……。いろんな意味での収入の増の部分は、御案内ありましたように地方交付税の2億2,000万、それから国庫補助金の5億8,000万で約8億という形が今回の中で、それプラス繰越金の増額になっていく。いろんな意味で国からの助成金があって、今回9月補正で大規模ないろんな従来できなかったことに取り組んでおられるんだと思うんですけども、3億5,000万という、私の感覚でいくと2億2,000万ぐらいは確かに財政調整基金の繰り入れがあろう。1億2,000万という部分というのは一体どういうことなんだろうかなというふうに、私の想像では、辺地債における約5,000万ほどがプラスアルファとして財源の組み替えによってこういう臨時財政調整基金に繰り入れられていったのかなというふうに想像しておりますが、執行部の見解として、

財政調整基金積立金のこの歳入の部分がどういう形で積み立てられたのか、総務部長にお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

鷲見総務部長。

総務部長（鷲見良雄君）

ただいま御質問いただきました財政調整基金の問題でございます。議員御指摘のように、大変多額なお金が、国の経済危機対策、活性化という名のもとに大幅に増額をされてきております。これが、市長が申しておりますように市民の皆様方の要望の強い安全・安心とか地域の活力の増進等々に使うということでございまして、財政調整基金につきましてはもう一度12月に予定をしております、学校の耐震化が3校残っております。それらの財源として担保しながら、今後の財政調整という形の中で有効に使っていきたいという願いのもとに財政調整基金を積んだものでございます。今後非常に財政状況が厳しくなるという中で、やはり市民のニーズに的確に答えるためにはある程度の財源も必要であるという考えのもとに、こういう形で、将来を見据えて財政調整基金を組んだものでございます。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

19番 高橋君。

19番（高橋秀和君）

考え方は非常によくわかります。私がなぜこの点についてお伺いしたのかといいますと、財源の組み替えで、全員協議会でも少しよくわからないので御説明いただきたいということでお願いしたのは、辺地債の3,470万と合併特例債を使って1,570万という問題についての財源の組み替え。これは両方とも辺地債になった後、利息分は要らない、元金だけで償還していく。合併特例債は御承知のとおり交付税算入されていく。いわゆる、従来からいくと行政上でいくと有利な財源を利用していくという形で、借金はするけれども交付税算入されますよという計算方式という形でのこの5,000万の取り組みだと。これが、従来でいくと、道路工事をやりますよと、そうした場合には合併特例債を使いますよという、工事費の中では入れていくと。今回の場合はもう、20年度、21年度臨時交付金の関係で組み替えをされた。3億何がしかの財政調整基金を入れていくのがいいのか、辺地債、合併特例債を使って有利な財源を使っていく方がいいのか、この5,000万の使い道の問題で、どちらが将来の本巢市にとっていいだろうかということを考えたときに、確かに交付税算入はされますけれども、後々ほどにいわゆる市債として残っていく方がいいのかどうかということは、非常に今の状況下の中では考慮すべき点があるだろうなど。従来の考え方からするとこういう形の財源の手当ての仕方は考えられていた。でもこれから先をしていく場合に、交付税算入がされてくるとはいうものの、国の財形状況、県の財政状況を見たときに、あるいは将来の交付税の減額が予定されている、だからこそ保証されているからこの市債を発行していくことも有利なのかもしれないけれども、それが非常に私は、今これからの場合には分岐点ではないかというふうに思うんで、

その点についての見解をお伺いしたい。これが1点。

3回しかできませんので再質のところでお伺いしますが、経済対策という形で、今回の場合、多くの改修なり、あるいは新築も含めてですが、いろいろなものが物品購入も含めて盛り込まれています。当然、地域の経済活性化ということが私たちにとっても大事なことだと思って、この予算では見ております。本巢市にこの予算の中でどれだけ本巢市の事業にお金が、いわゆる契約的にしていけるかということは地域の経済対策に大きな影響を及ぼすと私は考えていますが、こういった工事、あるいは物品購入等々を考えたときに、本当に本巢市の経済の活性化につながるような形で物事を進められるお考えかどうかをお伺いしたいと思います。総務部長、お願いします。

議長（後藤壽太郎君）

鷲見総務部長。

総務部長（鷲見良雄君）

1点目の市債の発行と交付税算入についての見解ということで御指摘がございました。我々も常々現行の交付税制度の中で物を考えておりまして、法律の状況その他を勘案しているわけではございません。原則的には、現在、財源として可能な限り有利なものをという形の中で、確かに議員おっしゃるように、市債を発行するとそれに伴う元利償還も含めて、一定の割合、交付税算入措置等々がとられ非常に有利である、現段階ではそういうふうに考えております。将来的に制度の変更その他を見越して、市長がいつも言いますように、健全財政の維持のために減債基金等々を積みながらそれに対応するという事としておりまして、今お答えできるのは、現行の制度の中でいかに有利な財源を見つけていくかということでございまして、それも基金全体を将来の財源を踏まえた中で考えるべき、両方の性格がある。ただやみくもに有利であるから起債を行っていくというばかりが能じゃないということは十分承知をしているというところでございます。

2点目の、経済危機対策として5億8,000万程度の大規模な内容を見ているわけですが、その内容につきましましては、常々皆様方とお約束をしておりますように、発注可能なもの、市内業者の取り扱いが可能なものについては可能な限り地元を優先という形をとれということで市長から指示も受けております。そういう中で、少なくとも市内業者の取り扱いがあるものについては、当然そういう手だてを考えながら、地域経済、市内経済の危機対策にこたえるべく対応をとっていきたいということでございます。少額なものから、あらゆる段階で市内業者の参入できるものであればそれらをお願いしたいという気持ちを持っておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

19番 高橋君。

19番（高橋秀和君）

1点目については、これからいろんな意味で財源をためていくということにつきましては何ら異論はありませんけれども、これからいろんな、国の財政状況も含め、政治的な動きもあることも踏

まえて、起債は本当に最低限必要な部分だけでとどめていくという配慮が必要だろうと思うし、もう一つは、自己財源を持つということも大事なことです、無駄遣いをしない形の部分も大事だと思っ、ひとつ、これらの方でもやっていただきたいというのと、それから2点目の問題なんですけれども、入札にかかわってくる問題で、私も今まで地元の業者、企業という問題についていろいろ議論をしてきましたけれども、やっぱりかなり仕事を廃業したりとかいろいろ苦しいという状況を聞いている中で、今回の5億8,000万の経済対策はやっぱり本巢市に還元できる形での9月補正のこの予算については十分取り扱っていただきたい。一般競争入札を例にとりまして、この中に一般競争入札がどれぐらい入るか私にはわかりませんが、十数社入らないと入札対象にならないよという一つの皆さん方へ申し込みがありますので、そうなってくるとなかなか難しいところがある、本巢市内の企業というのは、その点も含めて、やっぱり本巢市内にお金が落ちて、本巢市内の企業が、あるいは事業所が経済の活性化につながっていかないと本巢市の活性化につながっていかないとこのように考えていますので、その点については要望だけにしておきますので、どうかひとつ、この予算、まだ採決になっておりませんが、採決なんかで皆さんの御理解をいただいたなら、そういう形できちとした、本巢市内が活性化するために使う形での事業発注だけはひとつお願いしておきます。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

それでは、まず最初、個々の問題についてお伺いをいたしますが、いろんな形で、今回、国の補助事業の中で新しい事業が組まれています。その中で、まず第1点目は女性特有のがん検診の推進事業であります、これについては説明もありましたように、5年単位で、例えば子宮頸がんですと20歳から40歳まで5年置きと、乳がんという40歳から60歳まで5年置きということで実施をするわけでありましてけれども、いずれにしても21年度今年度の単年度事業ということで、厚生労働省のQ&Aをいろいろ見ておきますと、各自治体もこれについての進め方についての不安の声がいろいろ出されています。例えば21年度、今申し上げたように単年度の事業なので、少なくとも5年間実施しなければ不平等になるのではないかというような声が出ています。5年単位ですので当然なんですね。国はこれに対してどう答えているかという、この事業の検証の上、今後については検討していくというふうに言っています。いずれにしても政権がどうなるかわからんという状況の中でどうなっていくかということは全く不透明でありますけれども、ただ、本巢市として、今まで事業そのものはやっておりますけれども、今回のような形で新たな助成をするというこういった事業を、国の補助ということはあっても、せつかくやった以上、単年度で終わることなく継続的に対応すべきではないか。少なくとも5年間は、今声があったように、少なくとも5年間継続すると、すべての人が5年間のうちに基本的に対象になるというふうに考えられますが、あえて、今、女性特

有のがんの検診事業が出てきたということは、それだけ重大な問題になっているという裏返しだろうと思うので、そういう観点から今後の市としての対応の仕方については検討していく必要があるんじゃないかというふうに思っています。その点についてのお考えをお伺いしたいということが一つです。

二つ目は産業建設部長にお伺いいたしますが、緊急雇用創出事業というのがまた今回も出ています。緊急雇用創出事業は、説明部分を見ますと、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に仕事の、短期であっても就労の機会を提供するというところでございます。文字どおりそうした、特に中高年になると新たに仕事を見出すということが非常に困難な状況がもう明らかになっています。したがって、本巢市内でどのぐらいの人がいるかははっきりわかりませんが、ただ、いずれにしても相当数いることは事実なので、そういった人がこうした短期間であれ臨時雇用の恩恵を受けられるような対応をすべきだろうというふうに考えています。その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

三つ目は教育委員会の関係であります。各小学校区の安全マップの作成というのが今回予算化されています。安全マップについては、すべてかどうかは知りませんが、少なくとも幾つかの小学校、中学校ではそれぞれの学校ごとに、PTAが主体になってだと思えますけれども、安全マップが作成されています。それに基づいて危険箇所とかいうことも指摘されています。本来なら私はそういったものに基づいて通学路の安全対策というのはとらえていくべきだろうというふうに思って、この3月にも質問をしたところでありますけれども、今回予算化されたこの安全マップというのは、そうした各学校でそれぞれつくられている安全マップとの関連性はどうなっていくのか、これに基づいて今後どういうふうに具体的に進めていこうとされているのか、その点について伺います。

四つ目は、特色ある学校づくりの中で、学校のホームページについて一元化ということで行われておりますけれども、今までの状況を見ますと、学校にたまたまコンピューターに堪能な先生が見えると頻りに更新をして、そうでないところについてはそのままというような偏った状態が生まれています。今回このソフトを導入することによって、今までよりは簡単にホームページの更新ができるようになるというふうには聞いておりますけれども、それでもやっぱりそういった人がいるかないかによって格差は出てくると思うんですね。そういった場合に、教育委員会としてバックアップする態勢を含めた予算化なのかどうなのか、その点についてお伺いをいたします。

あと1点は最後に、また全体に絡みますので、とりあえず4点お願いします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは1点目、村瀬健康福祉部長。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

今、議員御質問のありました不平等になるかという点でございますけど、一応、国は今年度21年度限りということでありましてけれども、これも御質問の中にありましたように、この21年度のあれを見て次年度以降も国は考えていくようなことも言っておりますので、次年度以降の分につきまし

ては国の動向を見ながら検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして2点目、山田産業建設部長。

産業建設部長（山田英昭君）

ただいま御質問いただきました緊急雇用創出事業の関係でございますが、働き盛りの中高年者がリストラになったといったような場合でございますけれども、可能なものについてはそういった中高年者の雇用ということを対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（後藤壽太郎君）

3点目と4点目、成瀬教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

まず、第3点目の小学校区の安全マップの作成についてでございますけれども、鵜飼議員が申されましたように、今までにもこういった安全マップはそれぞれの学校においてつくっております。ただ、3月の質問のときにもございましたように、席田小学校区の安全マップについては、管内図がある中で、危ないところ、危険な場所とか、そういったところについては写真をつけて提示をして、それぞれ子供たちにそういった場所を指示しておると。そういったことが子供たちにこれからそういった、危険箇所を知らしめるためには非常にいいのではないかとということで、今回、全小学校区にこういった、管内図にそういった危険箇所等、写真を網羅して周知をしていこうと、そういうことで作成することを考えております。

そしてもう1点、4点目の特色ある学校づくり、その中でホームページの作成でございますが、このソフトを導入することによって、今までそれぞれの学校でホームページを立ち上げておるんですけども、なかなかその更新ができないと、そういったことをよく耳にすることがありました。しかし、簡単にホームページが直していけると、そういったソフトを導入することによりまして、当然、学校の先生方、コンピューターに堪能な先生があればすぐ簡単にできるかわかりませんが、これからはやっぱり、今回も予算に上げさせていただきましたが、教師の一人一パソコン、そういったことでコンピューターに対しての十分知識も先生方に持っていただくということで、当然コンピューター指導等も行う中で、このホームページの修正、そういったことをやっていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

21番 鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

1番目の問題につきましては、部長答弁のとおり、先ほど私も申し上げましたように、国がどうなっていくかということもまだ不透明な部分がありますので、いずれにしてもその重要性について



は理解されておられると思うので、動向をしっかりと見きわめながら、市としてのよりよい方向を見出してほしいということを申し上げておきます。

二つ目の緊急雇用創出につきましては、今回はいろんな形でもう予算化されておりますので、これ以上のことは申し上げませんが、いずれにしても今の景気状況というのはまだしばらく続くわけでしょうから、またこういったことがあり得ると思うので、そういったときに、実際に本当に仕事がなくその日の生活も困るというような人がいる、そういったところにもっと目を向けた形での事業になるような配慮をしてほしいということを申し上げておきます。

安全マップの問題につきましては、マップそのものについては先ほどの答弁で結構なんですけれども、それで、これを使って、あと、例えば通学路の安全対策として一番望ましいのはやっぱり歩道を設置することだと思うんですが、ただ現実的にそれをやるのが不可能な、あるいは非常に困難な場所があると。そういう中で、じゃあ次善の策として、例えばカラー舗装するとか運転者の注意を喚起するいろんな方法を考えるというようなことを前に提起をしておったわけでありまして。残念ながら今回の緊急対策にはそれが盛り込まれておりませんが、そういった方向に向かっていく大きなステップとしてこの安全マップの作成というのをやられるのか、その点だけお伺いしておきたいと思えます。

議長（後藤壽太郎君）

白木教育長。

教育長（白木裕治君）

今、議員が申されましたとおり、前回、通学路のこれからの方向につきまして、関係各課、3課でございますけれども、検討をしていく組織を立ち上げたわけでございますが、そういうところでもこれが使えるようにという思いでつくっておるものでございまして、今申していただきましたとおりに一つのステップと私どももとらえておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

21番 鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

それでは、最後に市長にお伺いしておきたいと思えますが、ことしの6月に何人かの議員で市長にいろんなこの緊急経済対策に関する要望をいたしました。9項目要望したわけでありまして、その中で、この半年という限られた期間の中でできるものと難しいものという、そのあたりもないまぜにした形で要望はしておりますけれども、いずれにしても市として必要ではないかというようなことで幾つか申し入れをいたしました。その中に今申し上げました通学路の安全対策等も含んでいるわけでありまして、今回の予算の中に仮にないにしても、これとの絡みで要望したわけでありまして、できればやっぱり次年度へ向けてこれをどう検討されていくのか、市としてこれは不可能だという部分もひょっとしたらあるかもしれません。それはそれで結構なんですけれども、いずれにしても、我々が要望した内容についての市長としての今後にかかわる見解をお伺いしておき

たいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

藤原市長。

市長（藤原 勉君）

今御質問がございました要望の件につきましてお答えを申し上げたいと思います。確かに6月の時点に9項目にわたる要望書をいただいております。そのときにも、既に今回の臨時交付金の事業の作業も進めておりまして、そういう中で取り入れられるものは取り入れていこうということで進めてまいりましたが、いかんせん、やっぱり事業をやるに当たっては効果ということもしっかり検討した上でやっていかななくてはいけないということで、短期的にすぐ対応するというのではなくて、じっくり腰を落ちつけて検討をして新年度以降にやっていこうということで、この事業、その9項目につきましては、大部分の項目が検討の課題ということで見送りになっております。中には一部、通学路といった問題につきましては今回の補正予算でも補修等々の計画もございますけれども、今お話がありましたようなカラー舗装云々ということにつきましては今回も見送らせていただいております。そのほか項目もいろいろございますけれども、そういうことを見送らせていただいたということで、新年度にまたその辺のことについてはしっかりと検討して、可能なものから順次着手をしていくということでございます。いずれにいたしましても、すべてをやるとかやらないとかというその前に、執行部としてしっかりと検討させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、ないようですので次に移ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第50号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

### 日程第3 一般質問

議長（後藤壽太郎君）

日程第3、市政一般に対する質問を行います。

1番 黒田芳弘君の発言を許します。

1番（黒田芳弘君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長に発言のお許しをいただきましたので、この4年の任期の中、14回目、最後となります私の一般質問をさせていただきます。二度とすることができないかもしれませんので、気合いを入れていますのでよろしくお願いをいたします。

質問に入ります前に1点御報告させていただきます。6月議会でも質問をいたしました旧根尾村の時代から続く交流事業であります「今立と海」でございますが、児童、保護者の願いが届き、ことしも根尾小学校6年生16名全員が、8月の5日、6日に向け、楽しく研修をすることができました。また、これに伴いまして、市の交流事業であります協議会に加盟する連合PTAの5名も同行いたしまして、越前市との交流を図り、それぞれの活動に役立てるよう研修を実施してきましたことを御報告いたします。今後も継続され、ますます両市の交流を深め、互いの発展につながりますことを御期待申し上げます。

それでは質問を始めますが、御承知のとおり、来る8月30日に政権選択選挙とも言われております衆議院選挙が行われることとなります。どの政党が政権をとってもこの国の形が大きく変わる可能性がある、非常に注目すべき総選挙であります。各党とも、道州制や、国と地方の協議の場の法制化、国の出先機関の見直し、国直轄負担金の見直しなど、地方分権政策を大きく柱立てをしており、非常に歓迎できるものであります。我々地方公共団体の議会、行政も、その流れをしっかりと見据え、自覚と責任を持って今後の分権改革に臨む必要があると思っておりますが、一方では、どの政党がこの国の政権を担ったとしても、我々議会、行政は、まずは市民の皆様の生活の安心と安全を第一に考えないといけない立場にあることには変わりはありません。このことが一番大事なことであります。どのような施策に対しても、執行部には市民を混乱させてはいけないという、継続的な行政を念頭に置くよう御指摘をさせていただきながら、通告をしてあります4点12項目について順次質問をいたします。

それではまず1点目、地域経済対策についてであります。これにつきましては、通告と議案書の発送等、また議会の日程等々で一部前後することもあるかと思っておりますが、通告してありますので、それはそれとして行いますのでよろしくお願いいたします。

昨年秋のリーマンショック以降、日本の経済は、最近では多少上向き傾向があるとはいえ、いまだにその100年に1度の傷を背負っている状況であります。資料の1にありますよう、この経済危機に対処するため、国は平成21年度第1次補正予算として過去最大規模の大型補正をことし5月29日に成立をさせたところであります。各種基金事業をつくり過ぎているのではないかと、あるいは国営の漫画喫茶をつくる必要があるのかなどなど、今回の総選挙の争点にもなっているところでございますが、地方に対しては相当手厚い処置が盛り込まれております。例えば地域活性化・公共投資臨時交付金や経済危機対策臨時交付金など約2.4兆円もの配慮がなされております。平成20年度にもありましたが、このような大きな規模で地方に対する交付金が創設をされたことは記憶には

ありませんが、今回の国の補正というチャンスを活用し、本市も、地域経済の振興や雇用の充実等に役立てるべきであろうと考えております。

そこで質問をいたします。

1項目め、本市として地域経済の活性化に積極的に取り組むべきであると考えます。まずは基本的なスタンスについてお聞きをいたしますが、本市はこの国の大型補正に対しどのような考えで対応しているのか、あるいは対応したのかを総括的にお聞かせください。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、今回の国の補正予算につきまして市としてどのような対応をしていくのかというお尋ねでございます。

その前に、ちょっと後先になって申しわけございませんけれども、先ほどはこの補正予算の議決につきまして、皆さんの全員多数の採決で賛成いただきました。ありがとうございました。これからもしっかりとこの補正予算の対応をしまいたいというふうに思っております。

それでは、今お話しのございました全般の考え方でございますけれども、国の一連の経済危機対策というのを受けまして、まず一つ目には、幼稚園、保育園、それから小・中学校の教育環境整備を初めといたします少子・高齢化社会への対応する事業ということがまず一つ目。それから二つ目は、交通安全対策、また公園の施設整備というような安全・安心を確保するための事業。それから三つ目は、公用車を低公害車に更新するといった地球温暖化対策事業。そのほか社会教育施設整備、また観光施設整備というような、大きく分けまして四つの事業で、国からいただきました4億7,000万少々の交付金を使った事業を行うこととしたところでございます。この中で特に私が意を配したのは、幼稚園、保育園、小・中学校の施設の環境整備ということ、それから交通安全対策というような市民生活に密着した事業というのを今回重点で取り組ませていただきました。それをやることによって地域経済の振興にも役立てていきたいと、そういった対応をしたところでございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1番（黒田芳弘君）

ただいま答弁いただきましたが、再質問をさせていただきます。

今回の補正については、一般会計で当初予算約132億に対しその8%に当たる10億8,000万という大変大きなものであり、経済危機対策臨時交付金を主な財源とする、いわゆる国庫補助金が大きなものであります。大きな見出しのとおり、地域活性化・経済危機対策とありますが、地元企業の経済活性と雇用に結びつかないと何の効果もないと考えております。本巢市の企業、市民の雇用に充

とられるよう特別な方法をとっていただけるのか、市の考えを求めるのが1点でございます。

もう1点は、地域経済の活性をうたい、それを目的としておりますが、内容を見てみますと、せっかくの国からの交付金だから、この際当てはまるものは何でも使おうといったような感じが見受けられます。市単独の財源も国からの交付金も、国民として考えた場合は同じ税金でありまして、地方公共団体のこういった姿勢がこの国の財政を悪化させた要因の一つでもあるのではないかと申うところでございます。やはり地方分権を加速させ、地方への税源移譲をし、国全体で無駄を省き、この国を再生するべきであると考えますが、市長としての見解をお聞かせ願います。

議長（後藤壽太郎君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは再質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず第1点目の、今回の補正予算を地元企業の活性化とかまた雇用に生かすべきではないかというお話でございます。先ほど補正予算の審議のときにも総務部長の方からお答えを申し上げましたけれども、私もそのとおりでございます。景気対策ということでございますので、今回の国の交付金を活用した補正予算につきましては、工事、物品の購入等々の発注につきましては市内業者で、できないものは、困難なものは除きまして、優先的に市内の業者の方に事業をやっていただくような、そういった配慮をしてみたいというふうに考えております。

それから二つ目の、今回の交付金に伴いまして、やっている個々の出していただいております事業を見てみますとこの際というような感じもするというようなお話もございしますが、この事業は、今回、確かに要望の段階ではそういったこの際というような事業もたくさんございましたが、それぞれ個々見ていただければわかりますように、いずれは市として取り組んでいかなければならない、近いうちにやらなければならないような、施設のいわゆる更新事業でございますとか、先ほど答弁の方でお答え申し上げましたように教育環境の整備、それから市民生活の安全というようなところに重点的に事業を配分させていただいてやっておるということでございまして、決してこの際というような事業というのは、要望の段階ではございましたけれども、今回のこの策定の段階ではカットさせていただいて、必要最小限のものに限っておるというふうに私は思っております。そしてまた、それに関連して、国の方がこういった事業、借金をしながらばらまいているというような、危惧というようなお話もございました。私もその辺につきましては同じような認識を持っておりまして、いずれはこれは全部借金でございます。国の借金もすべてこれから国民の孫子の代まで全部つながる借金でございます。やはり借金をするに当たっては、先ほどの補正予算のときにも議員の方から御指摘もございましたように、将来を見きわめると、必要最小限にやっぱり借金というのはとどめるべきであろうというふうに、私も市の運営においてもそういうふうに思っております。そういう点については同感だというふうに考えていただければ結構だと思います。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1 番（黒田芳弘君）

今回の補正にとらわれず、今後できることは市内業者にすべて与えること、そして無駄なものと必要なものを見きわめました、メリ張りのあるバランスのとれた予算措置を今後も続けられますことをお願い申し上げ、1についてはこれで終わります。

2項目めに移ります。それぞれの二つの交付金、つまりは地域活性化・経済危機対策臨時交付金と公共投資臨時交付金ですが、本市はどのように活用するのかを具体的にお答えを願います。例えば、今回の補正の目玉でもありますが、全小・中学校に地デジ対応のテレビや電子黒板の導入を目指すと言っていますが、本市についてはどのような対応をされるのかお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは二つ目の、一つ目は総括的なお話でお答えさせていただきましたが、二つ目は具体的なそれぞれの事業ということでお尋ねでございますのでお答えを申し上げたいと思います。

まず、二つ交付金がございますが、一つ目の地域活性化・公共投資臨時交付金、これにつきましては金額はそんなに大きくございませんけれども、これにつきましては土貴野小学校に太陽光発電設備というものを設置する、そういう事業に今回充当するということで補正予算を上げさせていただいたところでございます。

また二つ目の、これが大きな項目でございますけれども、今回の経済危機対策臨時交付金4億7,000万ほどの交付金の事業につきましては、先ほどもお話し申し上げましたように、少子・高齢化社会への対応事業ということで、先ほど議員お尋ねの電子黒板の導入事業、そのほか、児童・生徒、また教職員用のパソコン購入事業ですとか、新学習指導要領に対応した教材購入事業、また保育園、小学校の施設の改修、また老人福祉施設の整備事業、それからまた公民館にパソコン教室を開催するための機器更新事業というようなことで、一つ目にそういった事業を上げさせていただいております。それから二つ目の大きな柱の安全・安心を実現するための事業ということで、交通安全対策事業、公園施設等の整備事業、それから新型インフルエンザ等健康管理対策事業、そしてまた消防車両の整備というようなことで事業を充てさせていただいております。そしてまた、三つ目の柱として地球温暖化対策事業ということで公用車の低公害車への更新、また小・中学校を含めた市内の公共施設すべての地上デジタル対策事業ということで、テレビ等の更新ということを計上させていただいております。そのほかといたしまして、サッカー場の整備等の社会教育施設の整備事業とか、うすずみ温泉の観光施設の整備事業ですとか、市内に三つございます市営住宅の改修事業というようなものを上げさせていただいて、こういったそれぞれの事業に細かく事業配分させていただいて実施していくということにさせていただいたところでございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1 番（黒田芳弘君）

再質問させていただきます。

ただいま具体的なものとして土貴野小学校に太陽光発電を設置するということでありましたが、これにつきましては3年前の9月議会の私の一般質問の中で、エコエネルギーの推進ということで太陽光発電を積極的に取り入れてはどうかというお尋ねをし、答弁で、今後新しく建設する施設において前向きに検討しますという答えをいただきました。しかしながら、その後すぐに建設をされました学校給食センターにおいては、採算性と費用対効果の理由で設置を見送った経緯がございます。今回導入する理由についてお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、具体的な事業の再質問についてお答え申し上げたいと思います。

土貴野小学校に太陽光発電設備を設置するという事で、以前、市議会においてこういったものをどんどんやっていくべきじゃないかというお話をさせていただき、そしてそれについて市の方で前向きに検討すると言いながら先回の給食センター等には入れなかったじゃないかというお話でございます。この件につきましては、平成18年9月の定例会でそういったお答えをさせていただいておりまして、その後、国の補助金が削減されたというようなこと、また採算性に問題があったというようなことから、導入につきましては今回慎重になっていったというところがございます、お尋ねのあった以降、そういうもろもろの事情で給食センターへの設置というのを見送ったというふうに思っております。しかしながら、ことしに入りまして、政府におきましてスクール・ニューディール構想というのを発表されまして、地球温暖化対策の一環というようなことで、3年後には現在の10倍の1万2,000校の公立小・中学校への導入を目指す、というような方針が打ち出されまして、今回の国の大型補正予算で交付金等を設けられたというようなことで、これを受けまして、今回本巢市におきましてもこうした国の公共投資臨時交付金というのを財源の一部に活用して、国がこれから一生懸命取り組んでいこうとしておりますCO<sub>2</sub>削減による環境負荷の低減というようなものに協力していこう、そしてまたもう一つは、議員がそのときもお話ししたと思いますけれども、環境教育、そういった教材として活用するというようなことで、今回たまたま屋根の改修に土貴野小学校にそういう構想がございまして、そのときにこういった国のいい補助金をいただきながらこの際ということで、太陽光発電を設置するということにしたところがございます。

そのほかの小・中学校の今後につきましては、国の、先ほど申し上げましたように国が3年後には10倍というような構想を打ち出しておりますので、国の整備方針という具体化を待って、できるところから順次導入について検討していきたいなというふうに思っております。ただ、小・中学校の校舎の屋根とかいろんなのになりますと耐震強度の問題とか荷重の問題等がございますので、す

べてのいろんなところにどんなところでもすぐ設置できるかという、なかなか難しいところがございますので、学校の改修計画等々も出てこようかと思っておりますけれども、そういったものも含めてもろもろ入れながら、総合的に判断しながら前向きに導入については今後検討していきたいし、取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1番（黒田芳弘君）

今、地球温暖化防止につきましては、今後ますます大きな世界的な課題となってきますので、残りの10校の小・中学校に対しても国の施策に並行いたしまして順次設置していただくことをお願い申し上げ、この質問については終わらせていただきます。

3項目めでありますが、さらにこの国の補正に伴って本市として新たな独自性の高い特色のある新規事業を展開する考えがあるのかどうかお答えを願います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

3点目の、交付金の今回の事業に当たって市単独の新規事業を展開する考えというお尋ねでございます。

今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、何度も議会でもお話しを申し上げておるとおりでございますけれども、経済危機対策ということで大きな制約がございまして、特に繰り越しが認められずに今年度限りで終わらなければならないと、そういったこととか、当初予算に計上された事業はだめだと、新しく計上する事業でなければだめだとか、また翌年に積み立てて使うというようなこともだめですよという、そういうような使用期間に大きな制約があるということで、今回の交付金ではハード事業、しかもまた単年度で終了する事業というのを重点に実施すると、そういうことにしたところでございまして、したがって、今回の交付金に関連した補正予算では来年度以降も継続して実施する事業、また新たな市単独事業の予算措置ということは見送らせていただいたところでございます。しかし、市独自の真に必要な事業というのにつきましては、こうした交付金とは別に新年度にしっかりと腰を落ちつけて検討もさせていただきながら、新年度以降の予算においてしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1番（黒田芳弘君）



ありがとうございました。

2点目の地方財政健全化法と普通交付税について質問いたします。

1点目に、地域経済対策について質問いたしましたが、一方で、国の補正による経済対策に本市がどのくらい対応できるかということを常に念頭に置かないといけないことも事実であります。先ほど地域経済の活性化に積極的に取り組むべきであると言いましたが、単に国からの補助金がつきそうだからと安易に手を出すというのではなく、それぞれ財政状況をにらみながら、本市に必要な事業を適切に選択すべきであると考えております。折しも、地方公共団体財政健全化法が本年度から本格的に施行がされます。この健全化法の本格的な施行は地方財政に関して最も大きな転換であると考えております。仮にレッドカードをもらった団体は、国の関与のもと、財政再生計画を作成し国に提出しないとイケないこととなります。この計画は相当程度厳しいものと聞いておりますし、この計画どおりにいかないと予算などについて国から勧告がなされるとのことです。我々地方公共団体はこの法律に基づきしっかりと財政運営をしていかなければならないという状況になったわけでございます。

そこで質問をいたします。

1項目め、資料を見ていただきながらお尋ねをいたします。秋の公表ということでまだ算定中ではあると思いますが、健全化法に基づき公表しなければならない四つの指標については、今年度の我が市の状況はどのような感じなのでしょう。昨年と比較した場合の自己分析はどのようであるのか。これらの四つの指標が正式に議会に報告をされれば、私たちとしても、県内の他市町と比較し、さらには全国的にどの程度の位置なのかも含めて、本市の財政上の特徴や長所、あるいは欠点等の分析も行おうと思っておりますが、まずもって本年度の指標に対する市の考えをお聞きいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、2点目の地方財政健全化法と普通交付税についての第1点目、健全化法に基づく指標の状況等についてお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる健全化法につきましては、自治体の財政破綻を未然に防ぐことを目的として、一般会計、特別会計、企業会計のほか、自治体からの負担が発生している団体の連結決算などにより自治体の財政状況を明らかにすることになりまして、毎年度決算時には財政の健全ぐあいを示す健全化判断比率及び資金不足比率を算定して情報公開をするということで、平成19年度から義務づけられてきております。したがって、同法第3条第1項では、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、一般に公開することとしております。

議員御質問の平成20年度決算の健全化判断比率につきましては、現在お見込みのとおり調整中と

ということございまして、来月の9月の監査を経まして、その後、議会に報告をする予定としております。

そういう中で現在の状況、おおむね概数が固まっておりますので、現在の状況について御報告申し上げます。健全化判断比率のうち実質赤字比率と連結赤字比率につきましては、一般会計の補正でもお願いしましたように対象になるすべての会計が黒字ということで、赤字ではないということでございます。また、実質公債費比率につきましては、大型事業に係る償還が終了したことから元利償還金が減少したために、前年度10.5%ということで御報告を申し上げておりますが、それから減少する見込みでございます。また、将来負担比率につきましても、将来の公債費の増加を見越して基金の積み増し等によりまして、前年度の42.2%、前年度御報告申し上げますが、その額から減少する見込みでございます。いずれの指標とも前年度に比べより健全性を示す値となるのではないかとということで見込み数値としては持っております。御理解をいただきますようお願いを申し上げますとさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1番（黒田芳弘君）

再質問をさせていただきます。

この財政健全化法に伴い、財政状況の本質的な分析に我々議会も努めていきたいと思うところでございますが、そのもう一方で新公会計があります。新公会計とは、皆さん承知のとおりと存じますが、民間企業の行っている会計基準に基づいてバランスシートや損益計算書等々で地方公共団体の財政状況を分析するものでありますが、この新公会計も先ほどの健全化法の指標とあわせて、いわゆる車の両輪となるものであり、非常に重要なものだと思っております。今後はこの二つを通した財政状況の公表により、多角的に財政状況の分析が可能になると思われま。この健全化法と新公会計について、単に公表にとどまることなく、本質的な分析を行いまして、多角的に市の財政状況を把握する手段に活用していただきたいと考えますが、現在の状況についてお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

ただいま御質問の新地方公会計制度につきましては、議員御指摘のとおりでございます。平成18年の6月に成立をいたしました行政改革推進法を契機とした位置づけのもとに、発生主義、複式簿記の考え方を取り入れて、連結団体連結ベースで、財務4表と呼ばれる、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、いわゆるキャッシュフローでございます。それと純資産変動計算書を整備する内容でございます。昨年度から予算をお認めいただいて、今年度と2年間かけて基準モデル

ということで、総務省改訂モデルではなく基準モデルで対応するということは常々お答えを申し上げているところございまして、その状況を現在、資産評価その他を進めておりまして、今年中と申しますか、おおむね12月末ごろまでには新たな形の報告ができるのではないかとということで、職員一丸となって現在その作業を進めている状況でございます。よろしく願いをいたします。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1番（黒田芳弘君）

2項目めに移らせていただきます。財政健全化法が一つのきっかけとなりまして、全国的に決算認定を前倒しして、9月議会に決算認定と財政健全化法の指標の報告を同時に行う団体がふえていと聞いております。本市においても前倒しの検討をすべきと考えますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは2点目の時期等々の問題でございます。健全化法判断比率につきましては、先ほど申し上げましたように、監査委員の審査に付して議会に報告をするという形をとっておりますが、いつまでに審査するのか、いつ公表するのかというのは基本的には規制がないということでございます。しかしながら、議員御指摘のように、秋という話が出ておりました。国は確報値の公表を11月に行う予定としておりまして、必然的にそのスケジュールに合わせて作業を進めるということが必要になるわけございまして、それぞれ議会への報告を行うということでございます。

このような状況ございまして、健全化判断比率の公表時期を踏まえて決算認定、いわゆる監査委員をお願いをしまして決算認定の時期を、作業を進め前倒していく必要があると考えております。現在も通常ですとその作業スケジュール、周辺の市町の状況を勘案しながら、9月にやっているところが非常に多いということございまして、当市にとっても平成22年度から9月議会においてお願いをするということで、現在、監査委員の皆様方と御相談を申し上げ、意見を聞きながら可能な限り進めていくという形をとっておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1番（黒田芳弘君）

3項目めに移ります。財政についてもう1点の質問であります。先日、総務省が各地方公共団体に対し、普通交付税の額を算定したという記事が載っておりました。普通交付税は前年度に比較をいたしまして総額で約4,000億円増加したわけでありまして、本市の普通交付税の額の増減はど

のような状態であったのか、そしてその増減の原因としては何が考えられるのかを教えてくださいたいと思います。この経済危機の中でその算定に用いられる税収入の見込みが減少したものと考えておりますが、それらの状況もあわせてお聞かせ願います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは3点目の、普通交付税の状況と税収の見込みについて御回答申し上げます。

平成21年度の普通交付税につきましては、平成21年7月28日に閣議決定をされまして、同日、29億2,699万2,000円の交付決定を受けたところでございます。また、本日先ほど、その増額補正を含む一般会計補正予算の御審議をいただいて御議決を賜ったところでございます。

本年度の国における普通交付税の総額は、前年に比べ3,894億円（2.7%）の増額となりました。この増額の主な要因といたしましては、現下の厳しい雇用失業状況にかんがみ、地方公共団体が雇用創出につながる地域の実情に即した事業を実施することができるよう、今年度新たに創設をされました地域雇用創出推進費が都道府県分と市町村分を合わせて5,000億円が増額されたところで、御案内のとおりでございます。

本市の普通交付税は、標準的な状態で徴収し得る税収である基準財政収入額が、前年度に比べて2億3,134万6,000円の減額、御指摘のとおりでございます。で、50億3,237万7,000円となっております。また、標準的な、行政を合理的な水準で実施するための必要とされる経費でございます。それが基準財政需要額といいますが、それらは地域雇用創出推進費の新規算入による増額はありましたものの、臨時財政対策債への振りかえ増に伴う減額、地域振興費の減額が大きく、前年比で1億1,690万7,000円減の79億6,653万2,000円という状況でございます。

最後に、基準財政収入額における税収の見込みでございます。景気の悪化により法人税割が1億4,757万程度ということで前から言っておりますように、法人割が減額。固定資産税においても、中部電力奥美濃発電所の経年減価による償却資産でございますが、それらが4,453万程度。さらには、3年に1度の固定資産の評価がえに伴います減額、3,239万4,000円が大きな税収が減となっている状況でございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1番（黒田芳弘君）

3点目、土砂災害、水害対策について御質問を始めます。

まずは、このたびの7月から8月にかけて、各地で豪雨に遭われた方々に心より御冥福とお見舞いを申し上げます。7月19日から26日に山口県や九州北部を襲った中国・九州北部豪雨及び台風9号の接近による豪雨に見舞われた兵庫や徳島県では、多くの死者が出る甚大な被害

をもたらしたことは記憶に新しいところでございます。

さて、今回の豪雨被害により災害に対する対策と対応の重要性が再認識されることとなりました。その後の検証で後手に回った行政対応が指摘されるなど、大雨による河川の増水や土石流への対策について多くの問題点が浮き彫りになったことは、皆さん、御承知のとおりでございます。資料の3にありますよう、兵庫県の佐用町、朝来市では、避難中に流され、とうとい命を奪われたことが指摘をされ、ネットへの投稿でも増水中の夜中に避難勧告を出した行政側の避難指導方法への痛烈な批判がされており、新聞の社説におきましても避難勧告のタイミングや指示のあり方、伝達方法や誘導方法により以上の敏速さが求められるとしております。また、最新の新聞記事におきましては、佐用町で勧告基準に達してから実際に避難勧告が出るまでに1時間20分かかっていたことが明るみになりました。こういった反省されるべき点を本市に反映をさせ、災害を未然に防ぐ必要性を改めて強く感じ、今回は特に台風や豪雨に見舞われる以前の対策について質問をさせていただきます。

1項目めでございますが、本市では、自主防災訓練の実施や災害図上訓練など自治会が中心となって災害に対する訓練が行われておりますが、現在の状況で今回のような被害に遭ったとき、本当にそれが機能し防災できるかという、心配でなりません。避難計画や避難路などの事前認識と、大雨や地震が起こったとき、自分たちが住んでいる近辺がどのような状況になり、そのときどうすればいいのかという、住民の危険に対する予備知識、また危険情報の伝達方法について問題なく対処できる状態であるのかどうか、行政としての分析を率直にお聞かせ願います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 小野精三君。

副市長（小野精三君）

議員御質問の、避難計画などの住民の認識と情報の伝達方法についてお答えいたします。

本市における避難計画、避難路などの住民の事前認識につきましては、平成17年3月に策定いたしました本巢市防災計画において避難所及び避難場所を設定し、平成17年度には「地震」をテーマに、平成18年には「風水害」をテーマにした災害図上訓練を市内各地域ごとに開催し、各自治会単位の自主防災組織の方々を中心に検討するとともに、確認してまいりました。また、平成18年度当初に、避難所、避難場所など洪水時の避難についてまとめた「本巢市洪水ハザードマップ」の全戸配布を行い、避難所、避難場所の周知に努めてまいりました。さらには、毎年8月に本巢市総合防災訓練を実施することにより、避難所、避難場所を活用した訓練をその中に盛り込み、市民の皆さんの認識を高め、自治会を中心とした具体的な情報伝達についての検証も行ってきております。

自治会単位では、市からの自主防災組織活動補助金を活用し、独自の講習会や訓練等も実施され、避難所、避難場所までの経路や消防水利の確認などが熱心に行われており、市民の方々の防災意識は年々高くなってきていると思われまます。

そこで、議員御指摘の土砂災害対策につきましては、平成16年度に岐阜土木事務所において作成

された「砂防マップ」に基づき、土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域について、関係する自治会において説明会を実施しております。この砂防マップに基づきまして、平成17年度に作成しました本巢市洪水ハザードマップへも、土石流危険区域を初め、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域を掲載して危険箇所の周知を図ってまいりました。さらには、大雨により県が市内に土砂災害警戒情報を発令した場合には、総務部総務課、産業建設部建設課及び根尾総合支所が連携して、防災行政無線により関係地域の住民の方々に情報を伝達するとともに、該当箇所のパトロールを実施しております。

なお、昨年8月末から9月の初めにかけて東海地区を襲った局地的豪雨では、揖斐川町、垂井町などでは1時間に約100ミリの猛烈な豪雨、また揖斐川町小津では24時間の降水量が400ミリ以上を記録し、各地で甚大な被害が発生しました。このため、被害が特に大きかった揖斐川町、垂井町並びに岐阜市では、国・県の災害関係部局と連携しまして、避難勧告等の判断・伝達に関する検討を行い、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成しました。このマニュアルの特徴は、災害時にどのような状況においてどのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令するのか、その判断基準や、地域の情報収集の方法、避難勧告の伝達方法を具体的に定めるといふ点に特徴があります。本市におきましても、先例として、これら示されたマニュアルを参考に策定を検討してまいります。

いずれにいたしましても、全国的に過去に例を見ない集中豪雨やこれに伴う災害が多発しておりますので、今後ともより危機管理体制を強化し、関係機関との連携を図り、市民の皆様方の安全・安心が確保されるよう努めてまいります。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1番（黒田芳弘君）

2項目めに移ります。市域には防災無線が整備をされ機能しておりますが、谷や沢の近くの民家ではどしゃ降りといったような豪雨時には家の内外にかかわらず聞きづらい、または聞こえないといったところがあるよう住民から聞いておりますし、このたびの豪雨に見舞われた被災者もテレビの中でそのことを語っておりました。この状況をどう考え、対策を講ずるのか。また、その対策といたしまして、地域自治会や一定の地域ごとにパトランプを設置し、聞こえなければ視覚で伝える方法が有効と考えますが、いかがでしょうか。

また、自治会ごとにサイレンや広報機器が設置されていると思われませんが、緊急時の対応へ支障のないよう、それらを活用することの認知と使用方法の訓練、日常点検はしっかりと行われているのかお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 小野精三君。

副市長（小野精三君）

防災無線等の災害に対する状況と対策についてお答えいたします。

本市における防災行政無線につきましては、平成17年度から平成19年度までの3年間において、本庁舎に設置した基地局を初め、市内各地域に屋外拡声子局及び全世帯を対象にした屋内設置型の戸別受信機を整備してきたところでございます。

戸別受信機は、天候に左右されず各家庭内で放送を聞くことができ、災害などの緊急時には、各家庭のボリューム設定に左右されることなく強制的に最大音量で放送され、確実な情報伝達が期待できるものでございます。さらには、緊急情報システムのJアラートと連動しているため、東海地震などの大規模地震の際にも緊急地震速報が自動で放送されるシステムとなっており、屋内、屋外ともに伝達できる体制となっております。

また、屋外拡声子局のスピーカーの取り扱いにつきましては、自治会長会で説明し、取り扱いマニュアルを配付し、各地域で操作して放送することができます。

議員御指摘のパトライトの設置は、視覚的に訴えることができる有効な方法ではありますが、災害が発生するような悪天候時には各戸の屋内で聞くことができる防災行政無線の戸別受信機による情報伝達が的確で有効であると考えております。

本巢トンネル以北におきましては戸別受信機がほぼ全世帯に配付してありますので、大雨洪水警報が発令され土砂災害が発生するようなときには、避難情報などの具体的な内容をよりの確に伝達することができますので、周辺の状況の把握にあわせて、受信機からの広報にも十分注意を願い、早目の対策をとっていただくよう周知してまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1番（黒田芳弘君）

3項目めに移ります。土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定されている箇所が全国に52万カ所あると言われております。本市のホームページを開き調べてみますと、崩壊土砂流出危険区域が所在地の字数で55、うち人家が83、道路55、土石流危険渓流地が23あるとしておりますが、それらを十分把握されているのか。また、その箇所につきまして災害を受けないような対策を講じているのか。

さらには、山口県の特別養護老人ホームを襲った土石流が起こった渓流では、以前より危険が指摘をされておきまして、来年度、砂防施設が設置される予定であったとのこととあります。この地域におきましても効果的な治山治水事業を積極的に行う必要性を感じますが、現在の状況と今後の計画について御説明を願います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 小野精三君。

副市長（小野精三君）

議員御指摘のように、現在、市内には、崩壊土砂流出危険地区が55カ所、また土石流危険渓流地が23カ所ございます。また、このほかにも山腹崩壊危険地区が89カ所ある状況となっております。この状況を踏まえまして、平成20年度の総合防災訓練では、越美山系砂防事務所の協力を得まして、「土砂災害」をテーマに避難訓練等の総合的な訓練を実施し、土砂災害の危険性や恐ろしさについて再認識していただいたところでございます。

現在、市内では、越美山系砂防事務所において根尾大井地区で砂防事業が、また県事業によりまして根尾中地区で急傾斜地崩壊対策公共急傾斜地事業、並びに根尾の黒津・上大須・越波地内並びに本巢の日当・外山地内で予防治山、山地災害総合減災事業などが進められておりますが、市民の安全・安心が早急に図られますよう、今後とも事業の推進を国・県に働きかけてまいります。

なお、土砂災害警戒区域の指定につきましては、平成13年に施行されました土砂災害警戒区域における土砂災害対策の推進に関する法律に基づき、市内の土砂災害警戒区域の指定につきまして、現在、県において指定のための調査・検討が行われ、今年度中の指定を目指し、10月から地元説明を実施する予定とのことです。

市では、昨年度に改訂しました本巢市地域防災計画に土砂災害警戒区域への対応を既に盛り込んでいますので、今後、土砂災害警戒区域が指定されましたら該当世帯への連絡体制などを定めた対応マニュアルを整備するほか、洪水ハザードマップの改訂を進めてまいります。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1番（黒田芳弘君）

災害対策につきましては、ハード面での治山治水、また砂防工事については、市の単独でできるものではありませんので、県や国に左右をされ、財源上の問題や土地所有者の協力等も必要でありまして、早急にすべてをできるものではありません。やはり自治会が中心となった自主防災組織の中で、住民一人ひとりが常に意識を高めていただきますよう心がけることが大切であると思いますので、今後も行政の指導を徹底していただきますようお願いを申し上げながら、この質問については終わりにしたいと思います。

4点目、婚活支援についてであります。

最近、結婚を願望する女性がふえているようであります。これは一方で考えますと、近年の経済不況のあおりで女性一人で生活していくのが難しくなっているあらわれでもあるのではと推測をいたしますが、マスコミ等で結婚準備として相手探しをしている女性たちを取り上げまして「婚活」という新しい言葉を最近耳にするようになりました。本市の特に北部の過疎地域におきましては若者の流出に歯どめがききませんし、地理的利便性の面からもこういったところへ嫁ぐことを敬遠する傾向にあり、若者が定住をしない、またできない状況にあり、何よりも若者がいないため会う場所・機会がないのが一番の原因であります。市長にもお話をいたしました。8月14日、根尾祭りの会場には、日ごろ見ない帰省した若者であふれ、本当にこれだけいればなあと、大変うら



やましく思った次第であります。以前から定住策につきましてはさまざまな角度で訴えてきましたが、若者の定住促進で地域活性化等、子供の少ない学校問題への解消へとつながります。これには行政の支援も必要と考えますのでよろしくお願いを申し上げ、1項目めの質問に行きます。

平成18年から行われてきました本市の「若者の出会いと交流の集い～素敵な出会い・めぐり会い～」についてはどのような参加状況であったのか、またその効果についてはどのように考えるのかをお聞きいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、4番目の婚活支援につきましては1番目でございますが、「若者の出会いと交流の集い～素敵な出会い・めぐり会い～」の参加状況と効果につきましてお答えさせていただきます。

まず最初に、本事業について簡単に御説明させていただきますと、少子化の原因の一つであります未婚化、あるいは晩婚化に歯どめをかけるために、事前に異性とのコミュニケーションの方法等の講座をまず行いまして、その後、レクリエーションタイムや立食パーティー等によりまして未婚男女の交流の場を創出しまして、結婚を真剣に考えるきっかけをつくることを目的といたしておりました。平成18年度から平成20年度までの3ヵ年で計4回を開催いたしまして、参加条件は県内に在住・在勤の25歳から40歳まで未婚の男女ということにしておりました。

お尋ねの参加状況でございますが、昨年8月に実施をいたしました集いでは、男性の参加者が39名で、うち市内在住者は20名ということになっており、市内在住者参加率は約50%というような状況でございました。また、女性の参加者は33名で、うち市内在住者は4名というような状況で、市内参加率は12%というような状況でございます。過去4回のトータルでは、男性の市内在住者の参加率は43%、同じく女性の参加率は20%ということでございまして、男女ともに市外の参加者が市内の参加者を大きく上回っておる状況でございます。

次に事業の効果でございますが、直後にアンケート調査を行っておりますが、4回の合計で16組がこの集いをきっかけにおつき合いを始めたというような回答をいただいております。昨年は当日に6組のカップルが成立をいたしました。このうち市内在住者は男性の2名のみというような状況でございます。本市にとっては事業効果が高いとはいいがたい状況でございます。

また、当日後のおつき合いの状況につきましては、プライベートなことでもありまして追跡調査は行ってないという状況でございます。したがって、事業効果を確認することが困難な状況でございますので、そういった事情から昨年度事業の見直しを行いまして、本年度からこの事業につきましては廃止をしたという状況でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1 番（黒田芳弘君）

2 項目めに移らせていただきます。今の事業は効果がないというようなことで今年度は見送ったということですが、資料の 4 にありますように、岐阜県では結婚支援セミナーとして「幸せをつかむコミュニケーション」で、結婚活動中の男女を対象に出会いの場で活動できる振る舞いや異性とのコミュニケーションを学ぶためのセミナーを開催しますが、これに対しまして本市はどのような形でかかわっていくのかお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは 2 点目の、岐阜県結婚支援セミナー「幸せをつかむコミュニケーション」への本巣市はどのような形で取り組んでいくのかという御質問でございますが、本事業につきましては、県が少子化対策の一環として開催するものでございまして、独身者のお見合いパーティーといった形式ではなくて、異性とのコミュニケーションなど出会いの場で活用できるノウハウ、あるいはマナーの習得を目的として実施されるものでございまして、本年の 10 月と 11 月の 2 回にわたりまして岐阜市と土岐市で開催がされます。定員は男女ともに 40 名、参加資格は県内に在住また在勤している 20 歳以上の独身者ということでございますが、本事業に対しまして市の関与でございますけれども、本事業を市民の方に広く周知するために、8 月 11 日に市のホームページのトップページの「お知らせ」に掲載しました。また、このほか、9 月の市の広報紙にも掲載を予定しております。また、参加を希望される方に対しましては、申込書や資料を提供するなど、本事業につきまして市としましてもサポートをしていきたいというふうに考えております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1 番（黒田芳弘君）

3 項目めでございますが、最後に市長にお尋ねをいたします。

冒頭に申し上げましたよう、過疎地域に何とか若者を定住させたいという思いが私には強くあります。行政として今後どのような戦略をもって若者の定住につなげていく考えであるのかお聞かせを願います。

議長（後藤壽太郎君）

市長に答弁を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

婚活支援の、今後はどういう戦略で支援し、また若者定住につなげていくかという御質問でございます。

婚活支援事業と申しますのは、先ほど企画部長の方からお答えを申し上げましたように、市におきましては未婚者のお見合いパーティー形式の事業というのを昨年まで行っておりました。その事業効果とか参加者云々というのは先ほど企画部長から御答弁申し上げましたけれども、その事業費用対効果というのが確認できないということで今年度廃止をしたところでございます。こうした状況でございましたが、今年度、県におきまして、異性とのコミュニケーションなど出会いの場で活用できるノウハウとかマナーの習得を目的としたセミナーというのを県の婚活支援事業として実施されるということから、私どもも、この県事業の結果も参考にさせていただきながら、今後、市としてそういった事業もできるかどうか、一度また検討してみたいというふうに考えております。

それから、もう一つの若者の定住、特に市北部の若者流出というのは、私どもも大変危惧しておるところでございまして、先ほど議員のお話にございましたように、私も14日の日に根尾にお邪魔させていただいたときに、本当に若い方、本当に子供さんがいっぱいおられて、あの方々があのまま、お里帰りで来られている方が大半でございますけれども、あのままおっていただければ、今年度から小学校のいわゆる複式化というのも避けられるような、生き生きとした本当に活気のある状況で、これがやはり地域の活力につながるんだ、やはりこういうような形でなければならぬのだなというようなことは私自身もそこで思いました。ただ、それぞれの個人個人の事情がございますので、私どもの希望だけでなかなか残っていただけるということではできませんけれども、少しでも残っていただけるような事業というのをこれからも取り組んでいきたいなと思っております。特に現在実施しております「うすずみの里定住促進事業」というのをこれからもやっていきたいと思っておりますし、昨年度から加入をいたしております岐阜県の移住・定住推進会議とか、全国水源の里連絡協議会というのに今年度は参加いたしましたので、そういった参加を通じて、先進地の情報収集を行って、可能なものからしっかりと取り組んでいくというふうにしていきたいというふうに思っております。

それからまた市外からの若者定住につきましても、「岐阜県田舎暮らし応援サイト」とか大都市圏で開催されております「ふるさと回帰フェア」というのに参加をいたしまして、この本巣市北部の豊かな自然に恵まれた地域をPRすることで、少しでも定着促進の一助になればといったことで、これからも取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1番（黒田芳弘君）

最後に、今回の質問の中で地域経済と財政についてお尋ねをいたしました。地方公共団体の財政問題は、歳入を変えるというものは地方債しかなく、歳入の調整は実質的にはできない状況にあります。健全化へは歳出を抑えるしかありませんが、抑えますと住民サービスが落ちるという現実があります。地方債を何でも運用し、聞こえのよいサービス合戦が行われた結果、サービスがいい

と言われてきた市町が借金をふやし、健全な財政状況ではない市町がふえていきました。こうはならないよう行革を絶えず続け、借金をしない体質へ改善していかなければなりません。次世代に借金を残し現在のサービスをよくするのか、将来を見据えてサービスを抑えるのか、これは各市町のバランスの問題であり、これには識見者であります首長の裁量にかかっております。

藤原市長には市民に託されました大きな責任があります。どうか職員各位におかれましても、このことを常に念頭に置かれまして市政運営に当たっていただくことを最後をお願いを申し上げ、私の最後の一般質問を終わらせていただきます。御清聴、ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

それではここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分から再開をしますので、よろしく願いいたします。

午前10時42分 休憩

午前11時10分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しておりますので、始めたいと思います。よろしく願います。

続きまして、5番 高田文一君の発言を許します。

5番（高田文一君）

それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

急に寒くなりまして、秋風が吹いているんですが、議案にもございましたように大型補正ということで、住民の皆さんには厚い厚いサービスが行くのではないかというふうに思っています。思っておりましたら、新型インフルエンザが猛威を振るっているということで、またぞっと寒くなってしまふ現状でございますけれども、そのことについてはまたいろいろと御審議をいただきながら進めていっていただけるものと思っております。

私は今回は大きく4点について通告をさせていただいておりますので、質問させていただきます。

まず、平成22年度の市政運営と予算編成方針ということでございます。この時期に22年度のことについてお聞きするのは、やはり一般会計の補正の中でも御議論がございましたように、また先ほどの黒田議員の御質問の中にもございましたように、本当に今回は国の大きな大きなお金、いわゆる地域経済対策ということで、平成20年度末から、あるいは新年度早々に補正があり、こんな大きなお金が参りました。このことが、実は平成22年度、あるいは22年度以降に、本業市の市政運営であつたり予算方針に影響があるのではないかと、考え方が大きく変わるのではないかと、私にはそう思っておりましたので、この時期に22年度についてお聞きをするわけでございます。

もう一つは、第1次の総合計画の前期基本計画が22年度まで、そして行政改革大綱の計画期間が22年度までということでございまして、そういうことではこの平成22年度というのは非常に重要な

年になってくるし、なると思います。そんなことで、まず平成22年度の市政運営の具現化を今どのように志向されておられるのか、市長にお聞きをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、平成22年度の市政運営ということでお尋ねでございますので、お答えを申し上げたいと思います。

私の市政運営の基本的姿勢、また方向というのは、今お尋ねがございましたけれども、いろんなお話がございますけれども、22年度におきましても、市長に就任したときに市民の皆様にお約束したとおりでございます。就任時と違いまして現在は100年に1度という景気悪化の真ただ中に市政が巻き込まれておりますけれども、こうした厳しい状況の中でも、知恵を出し、汗をかきながら、私の約束でございます「清新で公正かつ透明性の高い市政」「市民との対話と現場主義による市政」「自分の願いが届き、わかりやすく、かつ身近に感じる市政」を基本姿勢として、現在、先ほどお話ししました喫緊の課題でございます景気対策というのを念頭に、元気で笑顔あふれる本巢市づくりを推進するために、産業の振興、子育て支援、教育環境の整備、また市政の総点検におきまして市民の皆様から特に強い要望のございました生活道路、通学路、排水路などの生活基盤整備に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、先ほどお話にございましたように、22年度に予定されております市の総合計画（後期計画）の策定、また市の新しい行政改革大綱という策定がございます。そういったものも通じながら、23年度以降も計画的かつ効率的な事業実施に努めてまいりたいと、そういう考えでこれからも市政運営をやっていききたいと思っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5番（高田文一君）

まさに元気で笑顔あふれる本巢市づくりの本当に基盤となる大きな年であることは十分承知しておりますが、もう少しちょっと細かいことになるかもしれませんが、総合計画の前期計画の目標値について、当然、継続中の事業もあるわけでございますし、一方、目的達成の目的達成できなんだ困難な項目もあるかと思いますが、こんなことについての後期の計画について、どのように反映されていかれるのか、また考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（後藤壽太郎君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

今の再質問でございますけれども、市の計画の前期の計画は22年度で終わるということで、23年

度から後期計画に入るわけでございますけれども、前期の計画の中で盛り込まれた事業の進捗を見ながら、後期の計画へどう生かしていくかというようなことは、今後、後期計画の策定の際に検討していきたいと思っております。事業の中にはなかなか目鼻のつかない、項目で上がっていて着手もされていない事業も幾つか見受けられますし、既にそれ以上に進んでいるような事業もございますので、そういったそれぞれ個々の事業の進捗状況も勘案しながら、後期計画の中にまたどういう形で反映していくかということは検討していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、私が市長に就任いたしましたときにお約束した、元気で笑顔あふれる本巣市づくりというところで約束いたしました事業を、これからも、今度の後期計画の中でもしっかりとフォローして進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5 番（高田文一君）

前回の質問の中でも「元気で笑顔あふれる本巣市づくり」とことしの第 1 次総合計画とはもちろん整合性があるとはっきり答弁もいただいておりますので、後期計画についてもこれから注目しながらいきたいと思っておりますので、よろしく進めていただきたいと思っております。

二つ目の平成22年度の、それでは予算編成の基本的な考え方についてお聞きをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

予算編成の基本ということでございますけれども、まだこの時期でございますので、まだ確たる、どういった方針でということは今まだはっきり固まっておらない状況ではございますけれども、概括的に申し上げますと、本巣市の財政状況ということは、今までにも何度となく機会あるごとにお話しさせていただいておりますけれども、平成31年度に普通交付税が一本算定というふうに移行されるということで、現在の交付額に比べまして約12億円の減額が見込まれておりますし、また固定資産税等の減収というのが見込まれておりまして、今年度の一般財源とも比較いたしますと、歳入総額で約14億円の減収となるという見込みを今現在持っております。

そういった中で、平成17年度からの予算編成時におきましては、経常経費の削減ということを第一の大きな課題に上げまして、各部局に一般財源の充当財源を幾らにするかということそれぞれお示しをいたしまして、経常経費の削減というのを今現在も進めてきておるわけでございます。さらに、先ほど申し上げましたように歳入がどんどん減っていくというようなことで、さらなる減額というのをこれからもやっていかなければならないということで、今まで以上に経常経費の削減ということをやっけていかなければならないというふうに思っております。こうした状況を踏まえまし

て、今年度も経常経費等削減推進方針というのを策定いたしまして、平成22年度の経常経費等の充  
当可能な一般財源というのを各部局に今お示しをいたしております。そして、その中では平成31年  
度までの削減額というのをお示しをして、既存事務事業の見直しというのをやるようにという指示  
をしておるところでございます。

平成22年度の予算編成といいますのは、10年後の財政状況を見据えまして、先ほど議員からお話  
にもございましたように、22年度は後期計画の策定とか新しい行政改革大綱というような市の基本  
となりますそういう策定の時期とも合っておりますので、22年度は本巢市の将来を左右する大変重  
要な方向づけとしては予算編成になるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、最小の経費で最大の効果を上げるという、そういった原点に立ち返り  
まして、市民の皆さんの声を市政に反映して、市民にとって真に必要な施策というのを基本に  
しながら、そしてまた職員の英知を結集いたしまして、限られた予算を有効に活用すると。そして  
「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」を推進してまいりたいというふうに今思っております。いず  
れにいたしましても、まだ具体的な方向というのには示しておりませんが、経常経費の削減と  
いうのをまず第一に考えながら、そして22年度は総合計画、また行政改革大綱等々の策定とをあ  
わせてやる年でもございますので、そういうことを踏まえた予算編成をしてまいりたいというふう  
に思っております。以上でございます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5 番（高田文一君）

ありがとうございました。

それで、冒頭にも申し上げましたんですが、今回の緊急経済対策は、いわゆる今年度の大型補正、  
全体的には先ほどもお話がございましたように10億であったり、20年度の補正、あるいは市単  
独で経済対策として2億1,000万等々、非常に経済対策、雇用創出ということで大きな金をつぎ込んで  
いただいた。そしてこのことが全く、今年度限りとはいいながら、市民の皆さんの足元の近くまで  
今回届いていることが非常に今までと違った事業、あるいは執行になっていくんだと思うんです。  
ところが一方、今、経常経費削減推進方針ですが、そういうことで各部署にも経常経費の節減をさ  
らに促しておられるということでございますと、ことは非常に、単年度でありながらいっぱいサ  
ービスをいただいた。しかし22年度になるとまた非常に厳しい財政、これは当然財政構造が全く違  
ってきているからだと思いますけれども、22年度にそれじゃあ市民の皆さんがまた我慢をしな  
きゃいけない年になっていくんだと思うんです。先ほど一般質問等ございましたように、歳入がや  
はり見込めない。そして10年後の問題も抱えていらっしゃる。そういう出発の年に、ギャップとい  
う言葉が適切かどうか分かりませんが、いっぱいいただいた、やれやれと思ったら次の年は我慢しな  
きゃいけないと、こういうことになるんですが、その辺を、やっぱり市民の皆さんにも、私たち議  
会としての責任はもちろんございますけれども、議会報告等でしなければいけないというふう  
に思っ

ておりますが、ますます市民の皆さんへそういうことを事細かく伝えていっていただくのが、これが非常に大事なことではないかと思うんですが、そういうことについて一言お考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

今の御質問はごもっともなことをごさいます、私もその辺の財源の割り振りというのにはこれから慎重を期していかなきゃいけないというふうに思っております。ただ、そういった経常経費の削減とあわせて、いわゆる臨時的経費、投資的経費というのはまたちょっと考え方が違ひまして、単年度経費、単年度で終わるものにつきましては、できるだけ国・県の今の補助事業だとか、それから起債等々の活用なんかも考えながら、将来に財産として残る、そういうものにはこれからはしっかりと対応していきたいなというふうに思っております。消えていくものにいろいろ使っていくというのはなかなか厳しい状況になってきておりますので、その辺をしっかりと見ながら、投資につながる、そして将来にこの本巢市の財産となるようなものにつきましては、これからは、限られた財源ではございますけれども、知恵を出しながら財源をひねり出して、市民生活に大きな支障の来さないように、そしてまた市民の皆様方が特に待っておられますような生活環境の整備等々は、これからはいろんな形で財源も確保しながら対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5 番（高田文一君）

22年度の市政運営と予算方針については、本当に具体的にお話を聞かせていただきましたので終わりたいと思います。

二つ目の職員の給与について質問をさせていただきます。

今回人事院が、このときには「勧告するとのことですが」というような言葉になっていますが、その後、21年8月の人事院勧告の書類が手に入っておりますので、この勧告がありました。すなわち、これでいきますと、期末・勤勉手当が0.35月分引き下げる。当然、6月に議決をされましたように凍結した分が0.2ヵ月ございますので、その分については引き下げの一部に充当するというごさいます。そんな数字で報告がございまして、その後、給与についても平均改定率がマイナス0.2%とし、若年層については、国家公務員でございまして、1級から3級の人については引き下げを行わない。管理職層である7級以上については平均を0.1%上回る引き下げをするというごさいます。これを受けて本巢市はどのように考えておられるのか。一つ目には12月の期末・勤勉手当についてどのように考えておられるかお聞きをしたいと思ひます。

議長（後藤壽太郎君）



それでは、答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

12月の期末・勤勉手当の対応はどうかというお尋ねでございますのでお答えを申し上げます。

人事院勧告につきましては、国家公務員には労働基本権が制約されていることから、その代償措置として人事院の給与勧告制度が設けられているものでございまして、毎年、公務員の給与水準を民間企業従事員の給与水準と均衡させることを基本として行われているものでございます。今年度につきましても、民間における給与の実態を把握するため、民間のことし4月分の給与及び昨年8月からことし7月までの1年間に支給された特別給について調査をされました。その結果、今御質問にございましたように、公務員の期末・勤勉手当について年間支給月数が民間の年間支給割合を上回っていたということから、年間支給月数を0.35ヵ月分引き下げることとされました。また、今年度の12月の期末・勤勉手当につきましては、6月に凍結いたしました0.2ヵ月分を差し引いた0.15ヵ月分を減額し2.2ヵ月分を支給するという勧告内容でございます。

本巢市におきましては、6月分の期末・勤勉手当につきまして、国の取り扱いを基本として対応することといたしまして0.2ヵ月分の凍結をいたしたところでございますけれども、12月の期末・勤勉手当につきまして、今回の人事院勧告どおり0.15ヵ月分減額いたしますと、一般職員におきましては総額約1,500万円の減額というふうになります。景気の悪化によります民間事業所の給与水準の低下などを考慮し、現人事院勧告に基づく国の法律改正に準拠いたしまして、私ども本巢市も関係条例等の改正を検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5番（高田文一君）

検討されるということは実施されるということによろしいのでしょうか。やっぱり、くどいようですけれども、地方分権云々、地方分権を生かし、そういう時代が来て、地域の自立性というのが本当に求められていくのがこれからの行政だと思いますので、どうかこれからも、人事院勧告を100%受けるのではなくて、市独自の独自性があるてもいいというふうに思っておりますので、それが地方分権にやっぱりつながっていくのではないかとこのように解釈しております。またよろしく検討のほどをしていただきたいと思います。今後でございますが。

それじゃあ二つ目ですね。「給料」と書きましたが、勧告には「給与」となっておりますので「給与」と訂正させていただきますが、給与はどのように検討されていくのかお聞きをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

職員の給与についてお答え申し上げたいと思いますけれども、公務員給与に係る人事院勧告というのがことしの4月の公務員の一般行政給与と、これに類似する職種の民間給与と比較調査したと。その結果、公務員給与が民間給与を上回っているということで、先ほどお話がございましたように公務員給与を平均0.2%高いということで引き下げるというふうで人事院の勧告が出ておりまして、それをどういうふうに対応するかというのは、先ほどお話もありましたように、若年層の給与に重点配分をして、高齢者、管理職層、その辺を大きく下げるといような、そういうような人事院勧告になっております。

本巢市におきましても、この人事院勧告どおり給与改定をいたしますと、30歳の主任級で200円、部長級で1,200円ほどの給与の引き下げとなります。何度も申し上げますように、民間事業所におきましては昇給の抑制とか賃金カット、雇用環境は大変厳しいということから、期末・勤勉手当と同様に、給与につきましても人事院勧告に基づく条例改正というのを検討してまいりたいというふうで考えております。以上でございます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5 番（高田文一君）

素直に勧告を受けますと言われると、ちょっと一言お聞きをしなきゃいけないんですが、実は平成20年度版の行財政資料を手元に持っておるんですが、いつか全協でもお聞きしたかと思いますが、ラスパイレスが、本巢市のラスパイレスが今89.8%でございまして、これは県下の市でいきますと下から3番目なんですね。非常に低いんですね。それから岐阜県の平均が99.4%であり、岐阜県の市の加重平均で見ても、この資料で見ても95.5%ということで、非常に本巢市のラスパイレスが低いわけですし、このとおり人事院勧告を、毎年毎年ある人事院勧告を素直に受けてしまうと、この順位は上がってこないと思うんですね。やっぱり本巢市の給与のベースというものを見直していかないと、いつまでたってもおしりの方にぶら下がった給与でございまして、これは、先ほど来お話ししていますように、やっぱりこれからの地方自治体というのは地方分権という大きな流れが来るわけで、来ていると思いますが、国に頼ることなくやっぱり地域がみずからの行政で自立していくということが求められてくるのではないかと考えています。そしてやっぱり、今本当に職員の皆さんが必死になってこの本巢市のまちづくりに取り組んでおられる現実を見ますと、これはやっぱり考えてもらわなきゃいけないというふうに思っています。そして、今までの所信表明の中でも、市政運営の積極的な取り組みの中を、市長もこうおっしゃっているわけですが、政策の実現の中核はやっぱり職員であるというふうに言っておられます。職員の意識改革をもちろん図っていくんですけども、期待をされていますし、これはできないということじゃなくて、これはできるというふうに、やっぱり自由で柔軟な発想ができるそういう職員の育成も図っていかれると。ですから、大変職員の皆さんに対して期待されておりますし、職員の意思ということも考えますと、これは何かのこと

で、簡単に言いますとラスパイレスを上げるということは、本巢市の給与全体の中で少し給与ベースというものを見直してもらわないとこれはいけないというふうに思っていますが、その辺、いかがでしょうか、市長にお聞きします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

給与の関係でラスパイレス指数が低いということで、今回の人事院勧告等々の実施を見送って、またいろいろ給与の改善を図ってはというお話もございます。基本的に申し上げますと、私どもはこの本巢市も、幾ら独立云々と申しまして、まだ依然として30億近い交付税を国からいただいております。財源のない中で今市政運営をさせていただいております。そうしますと、この給与というのを一律にどうこうするという措置をとりますと、すぐに交付税の交付にはね返ってくるということでございまして、市政を預かる者としてはそういった一気に全員一斉のいろんな措置をするということとはなかなか厳しいというふうに思っております。そうしますとそれは余裕財源があるというふうにみなされますので、そういうことも視野に入れながら今後考えていかなければならないというふうに思っております。

ただ、一つお話し申し上げたいのは、ラスパイレス指数が低いという御指摘がございますけれども、本巢市は平成18年度が88.1、19年度が89.7、20年度が89.8ということで、わずかながらラスパイレス指数は改善されてきておるんですけども、これの詳細をちょっと中を見ても、若年層、若い層は率がそんなに低いということではございません。階層別に見ますと、1年が97%と、97とか98、97、97ということで、大体若い層のところは九十七、八%ですね、ラスパイレス指数。つまりそれだけ国の初任給にほぼ準拠をしておる。ほとんど県の職員、国の職員とも、初任給云々のところではそんなに差がない。そして若い層のときにはそんなに差がない。あと、後半に入ってきて、40代ですね。後半のところからぐんとラスパイレスが低くなっておるということでございまして、若年層、若い層、20代、30代の層はそんなに低い指数ではございません。それはなぜそうになっているのかということでございますけれども、ちょうど40代後半になりますと、このころは管理職とか課長補佐という役職に登用する時期になってまいりまして、結局、その管理職とかそういうポストが少ないということもございまして、全員一律に課長補佐、課長にするわけにはいかない。要するに職責に応じて給与というのは支給されるというのが原則になっておりますので、公務員の場合も。昔のように「渡り」というようなことで、係長でも課長補佐の給与をもらうとか、課長補佐でも課長級の給与をもらうということは世間では今まで大変多くありまして、それが国の方針等々もありまして是正をされてきておりまして、ほとんどの自治体がそういった是正をされてきております。そういう中で、ポストの減少、少ないというようなことで、国家公務員なんかと比較するとこの辺の層がかなり落ち込んでいる。そしてこの辺がまた給与も高い層ということで、この辺がラスパイレス全体の足を引っ張っている原因であろうかというふうに思っております。

これからも、勤務評定というのをやっておるわけでございますけれども、勤務評定をないがしろにするような形での一斉の云々ということはなかなかできませんし、ポストを安易に与えるということもなかなかできませんけれども、できるだけこれから給与の改善というのを考えていきたいというふうに思っております。特に優秀な職員につきましては、これからも、ポスト等々もございますけれども、どんどん昇任・昇格をさせて、しっかりと頑張ってもらえるように処遇もしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5番（高田文一君）

ありがとうございました。

それで、今、市長の答弁の中で、ラスパイレスも年々々々上がってきているという話ですので、今後も上がっていくようにぜひ努力をしていただきたいと思いますし、はっきりおっしゃいましたように、40代後半の人たちの層、あるいは管理職ポスト、当然絡んでくると思いますので、全体を引き上げるとするのはなかなか難しいことであると思いますが、そういう部分部分で考えていただいて、今おっしゃいましたようにラスパイレスの引き上げ、ということは職員の意思とかそういうことにも、意欲、あるいは能力、考え方、いろんなことに影響してくると思いますので、ますます、そういう給料を上げていくということにぜひ目を広げていただきたいと思います。最後は要望でございますけれども、お願いします。

それでは三つ目で、お昼に近づいてまいりました。

三つ目でございますけれども、農地・水・環境保全向上対策についてでございますが、これは、地域の共同活動によりまして農地・農業用水等の資源や農村環境の良好な保全を推進し、農業の重要性、すなわち安全・安心な食料を生産して、そして、言われております自給率の向上にも大変必要な事業というふうに思っています。この事業は、平成19年から23年度の5年間でありまして、本年度はちょうどこの中間年でございますので、聞くところによりますと、いろいろの書類等の報告があったり、将来10年後はこの協議会ではどんなことを考えておられますかとか、既に10年後のことまで問われているような書類が来ているようでございますが、ひとつそれでお聞きをしたいんですが、この本市の活動組織は今どのくらいあって、その総面積は全体の何%ぐらいか、まずお聞きをしたいと思っております。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは、農地・水・環境保全向上対策についての1点目、本市の活動組織、また協定面積について回答をさせていただきます。

本市の活動組織の数は現在40組織となっております。内訳は、根尾地区が4組織、本巣地区が10組織、糸貫地区が17組織、真正地区が9組織となっております。

協定面積につきましては、平成21年4月現在で、市内の農振農用地面積1,618.1ヘクタールに対しまして1,434.55ヘクタールとなりまして、本巣市全体では88.7%の農地で協定が結ばれております。各地区ごとには、根尾地区では51.3%、本巣地区では88.8%、糸貫地区では92.8%、真正地区では75.5%となっております。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5番（高田文一君）

ありがとうございました。

今、市全体で40の協議会組織があるというふうにお聞きしたんですが、これはほとんど自治会単位だったんでしょうか。それでも共同体なんですか。その辺、内訳がわかったらちょっと教えていただきたいんですが。

議長（後藤壽太郎君）

山田産業建設部長。

産業建設部長（山田英昭君）

この40組織につきましては、自治会単位のところが大半でございますが、大きい取り組みとしましては自治会を超えた取り組みがございます、そういった状況となっております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5番（高田文一君）

わかりました。

それでは、二つ目の協定期間終了後の支援交付金についてお聞きします。

これは国が2分の1、県・市がそれぞれ4分の1というふう聞いておりますが、この交付金が5年を、今言いましたように期間が5年ですので、5年を終了したらこの交付金はどうなっていくのか、わかりましたら、国・県とのつながりがあるんで、市の単独という判断はなかなか難しいかもしれませんが、今どんな情報を持っておられるのか、わかりましたらお聞かせ願いたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

2点目の協定終了後の支援交付金について回答させていただきますが、この事業につきましては、

議員御承知のとおり、平成19年度から平成23年度までの5年間の事業でございます。本事業終了後の支援交付金については、どうなるのか、国・県いずれからも明確な方針は今のところ打ち出されておられません。本市としましては、今後の動きを注意深く見守り、地元の意向を十分に把握した上で、必要であれば積極的に支援交付金の継続について国・県に働きかけていきたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5番（高田文一君）

ぜひ、そういう継続についても働きかけていただきたいんですが、例えば、今、各県が国の事業をやると負担金を払わないという県が随分ふえてきているんですが、例えば国・県が出さなくても市だけの負担金は出してもいいよと、部長の考え方でいいんですが、その辺は今どうお考えですか。市長になったつもりで、ひとつよろしくお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

山田産業建設部長。

産業建設部長（山田英昭君）

財政的な問題でありまして大変難しい部分でございますけれども、そういった点につきましては、また議会ともどもいろいろな御意見を伺って考えていくことだと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5番（高田文一君）

よろしく願いしたいと思います。

3番目につきましてそれではお聞きをしたいと思いますが、いわゆるこの事業が導入する前と、今3年目でございますけれども、導入し、今、導入しつつあって事業を進めている、その活動の成果が毎年毎年きっと報告が上がっていると思いますけれども、どんなことが成果になっているのか、成果が上がっているんだと思いますが、概略で結構ですがお考えをお聞かせください。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

この事業導入前と比較しての活動の成果についてでございますが、事業導入前と現在を比較してみますと、道路や水路ののり面の草刈り及び水路の泥上げだけでなく、水路の改修、水路目地の補修、ゲートの塗装など施設の長寿命化に積極的に取り組んでいただいております。また、草刈りを

するだけでなく、防草シートの設置やムカデシバを植えるなど、各活動組織が地域の実情に合った独自の工夫をして活動をしていただいております。

それ以外にも、自分たちの地域の水路にどんな生物が生息しているのかを把握するために生態系の調査や、蛍の保護活動を行っていただいております。また、農村景観の向上のために道路沿いに花壇を設置したり、休耕田を活用し、ヒマワリ、コスモスなどを植えたりして、通行する人の目を楽ませる活動を行っている組織もあります。糸貫地区の郡府地域づくり協議会におきましては、平成20年度農地・水・環境保全向上対策事業に係る共同活動優良地区としまして、県内532地区の中から優良な5地区に選ばれ、岐阜県農地・水・環境保全推進協議会長より表彰を受けられております。

このような活動を通じまして、農業者と非農業者や、子供とお年寄りなど、世代間の交流が積極的に行われまして、地域に一体感が生まれたと聞いております。

以上のようなことから、この農地・水・環境保全向上対策については十分に成果があったというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5番（高田文一君）

十分に成果があったというふうに今評価されております。もともとこの事業がなくても各地域では何年も何十年も前から、実は共同作業ということで、主に草刈りとか、先ほどおっしゃったような水路の泥上げとか、クリーン活動なんかもあったかもしれませんが、そういうことがずうっと何十年も続いてきた地域独特の共同作業であったわけですね。そこへ今回は、いわゆるお金、支援金がついてきたわけですね。今おっしゃっていましたが、5年後の先はちょっとわからないけれども、例えば5年先にこういうものが軽減されて廃止になったりしたときに、今の成果のあったたくさんの方々のこの事業がどのように続けていくのか、市民の気持ちというものが非常に大事になってくると思いますし、今おっしゃったように、世代間の交流も随分よくなってきたと。逆に今言われているのが殺伐とした地域であったり自治会であったり、逆のことも随分言われているわけですし、これが非常にそういう意味では、地域の共同作業を進めながら地域づくりということもできていると思うんですね。いわゆる協働のまちづくりにつながっていくのではないかと考えています。ですから、ぜひ、その支援金のことこそそうですが、そうならないように、市民のせっかくの意識というものが、考え方が変わったり、あるいはそういう協力体制が非協力体制にならないように、これからもやっぱり行政指導があらゆる面で、このことだけではなくて、このこともきっかけにしながら進めていっていただくのが本当にまちづくりになっていくんだと思いますが、その辺の意識改革、意識を続けていくということの考え方は、部長の考え方でいいんですが、お持ちになっていたらちょっと聞かせてください。

議長（後藤壽太郎君）

山田産業建設部長。

産業建設部長（山田英昭君）

先ほどからの答弁のお答えさせていただいたとおり、本巢市はほかの市町よりも協定参加率が大変いいということでございます。こういったことにつきましても、取り組みの母体を自治会ということで、市のそういった協定を結ぶスタート、こういった御指導をさせていただいた、そういった結果がつながっているということでございます。やはり地域でそれまでに自治会で取り組んでいた、そういった姿をこういった制度にかぶせていただきまして今の成果が上がっているのではないかと、こういうふうに思っております。今後こういった本巢市の取り組みを自治会にもお願いしながら、もしも5年後もこういった制度がリニューアルされて続いていくというようなことであれば、またそういうことも踏まえまして、今後とも十分にそういった指導を続けていきたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5番（高田文一君）

よろしくお願ひいたします。

それでは最後の4点目でございますけれども、森林セラピーで市民の健康づくりについて御質問させていただきます。

昨年の12月にも私は質問させていただきました。前向きに進めていきたいという答弁がございましたことと、今回は新たに、今年度の9月から2012年の3月までに「健やか 爽やか ウオーク日本1800 歩いてニッポンを元気に」という事業が発表されております。この「1800」というのは全国にある市区町村の数が約1,800あるということで、「1800 歩いてニッポンを元気に」という、こういう事業が発表されました。これは「健康ライフ」「環境を考え行動する」「国土を知り地域資源を生かす」「食を考え農山漁村を知る」「子どもたちを元気にする歩育」、こんなことを基本にしながら、自然の中を楽しんで歩く活動の推進というのを叫ばれて今回発表されました。そういうことも含めましてお聞きをしたいと思ひますが、一つには、文殊の森の周囲の杉林が実は下の方へ入っていきますとたくさんあるんですが、そんなことを利用してセラピーロード、セラピーロードというのは正式には国の方へ申告して認定を受けないとそういう正式なセラピーロードにはならないんですが、そういう資格を取ったり申請すると、そういうことではなくて、本巢市流のそういうセラピーロードという意味で考えられないかということをお聞きしたいわけでございます。これは前回もお聞きしましたように、答弁の中でも、「特定健診結果の事後指導に非常にウォーキングについてもいいことであるし奨励をしている」、あるいは「小学校で自然体験活動をさらに広めていきたい」とか、歩こう会がございしますが、歩こう会による文殊の森のコースも実施されております、承知をしておりますけれども、さらにその健康や自然を大事にすることも含めましてそういうことが考えられないかどうかお聞かせください。



議長（後藤壽太郎君）

それでは答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、文殊の森を活用しましたセラピーロード計画ということにつきましてお答えをしたいというふうに思っております。

今、議員の方からもお話があったわけですが、昨年12月議会におきまして森林セラピーによります市民の健康増進をという御意見をいただいたところでございます。文殊の森の遊歩道、これにつきましては、市の中心部に一番近い、森林のいやしとウォーキングの効果とを組み合わせ活動ができる場といたしまして、教育委員会としても注目しており、12月のときにもお答えをさせていただきましたように関係課と検討してまいりたいというお答えをしたところでございます。

今年度6月にも市民の同好会、議員の方からもお話がございましたが、本巣歩こう会、これが「自然に親しみ健康増進を図ること」を目的といたしまして、文殊の森遊歩道を活用されまして、山口城址、さらには法林寺城址をめぐるウォーキング大会を実施されまして、50名を超える市民の方々が参加しておみえになられます。また、本巣歩こう会の方におきましては、この6月だけではなく、秋にも計画を、年に2回計画が持てたらということも計画をしておみえになれるということも伺っているところでございます。

こういう状況でございますので、教育委員会といたしましては、今のところ特別にセラピーロードの計画をということではなくて、このような市民の方々の同好会によります文殊の森の遊歩道を活用しました森林ウォーキングを継続して実施していただきますとともに、多くの市民の方々に森林セラピーと組み合わせをしました健康増進の場といたしまして文殊の森の遊歩道を活用していただけますように、管理・維持に当たっております関係部局とも連携をとりながら、奨励、PRに努めてまいりたいと考えております。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5番（高田文一君）

ありがとうございました。

私たちも今年の2月に、静岡県の河津町、あそこはきちんとセラピーロードとして申告されてきたところございまして、仲間と実はそのロードを山頂まで歩いてきましたけれども、本当に気持ちのよい道でしたし、2月で寒かったんですが、そういう寒さもなかなか感じないんですね、林の中を歩いていくと。少しやっぱり人間の心というものが随分穏やかになったり変わるんだなあとということも体験してきました。特に最近、集中豪雨であったり、ゲリラ豪雨であったり、先ほどお話がございましたように、本当に物すごい勢いで雨が降ってしまうと、ぱーっと山の映像を映され

ますと、「人工林が崩れています」とかいうのをよく見るわけですね。本当に今、自然を大切にしなければいけないということをつくづく考えるわけでございますので、ぜひ山に、あるいは森に林に近づいて行って、そして自然を再認識しながら、私たちのこの森、自然を、絶対これは人間の生存とは関係が深くございまして、大切なものである、そんな場所であるということを知りたくためにも、そういう散策、歩行、ロードをしながら身近なものにしていかないと、ますます山は崩壊し、自然はだれのものかになってしまうというふうに危惧しております。ぜひ、今、計画があるようございまして、進めていただきたいと思います。

そして、子供たちにはそういう長い時間が必要ですので、小・中学生は長い時間かかってもいいから自然や山の大切さを知ってもらいながら、そして大人がウォーキングをすれば健康維持にもなりますし、医療費の軽減にもなるのではないかと考えていますので、ぜひ計画を進めていただきたいと思います。

それでは二つ目の全市区町村のウォーキング大会について、これも、こういうセラピーロードとは言いませんが、健康を維持するため一つの大会としても導入してもいいのではないかとこのように思って今回質問させていただきますが、お考えをお聞かせください。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

ウォーキング大会と並行した計画ということでお答えをしたいと思います。

今、議員御指摘の全国市区町村におけるウォーキング大会実施計画、これでございますけれども、これまでウォーキング大会が実施されていない市区町村にも働きかけをしまして、今年度から3年間かけて、日本全国すべての市区町村での大会実施を目指す取り組みと聞いております。中心といたしましては、本巢市とともに共催して浪漫ウォークに取り組んでおります日本ウォーキング協会、ここが中心になっているというふうに聞いているわけでございますが、本巢市におきましては既にこれまで12年間にわたりまして、市民の健康増進と本巢市の観光PRも兼ねまして、ただいま申し上げました早春淡墨桜浪漫ウォークに力を入れてきておりまして、全国的にもそのコースや日程が認知されてきているところでもございます。そのため、現段階ではこの大会と並行いたしました文殊の森ウォーク等の計画は特には考えておりません。しかしながら、先ほども申し上げましたように、森林セラピーと組み合わせました健康増進の場としての文殊の森の遊歩道を多くの方々に広く知っていただき活用していただく絶好の機会でもございますので、大会参加者へのPRに積極的に努めてまいりたい、そんなふうに考えております。よろしくお願いたします。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5番（高田文一君）

ありがとうございました。

文殊の森を中心とした、あるいは健康のためのウォーキング等を総合的に計画をしていただきたいと思いますし、生涯学習の担当部局でもございますので、ぜひひとつ、やっぱり人の心というものが育っていくには、やっぱり自然という中でそういう機会をつくりながら事業を起こしていただけると人は変わっていくんだと思います。そうすれば、穏やかになれば、にこにこすれば元気で笑顔あふれる本巢市づくりに必ずつながっていくというふうに思っておりますので、ぜひ生涯学習の方もまちづくりの方へ続けていただくようお願いしたいと思います。

12時を6分過ぎました。昼食時間が過ぎました。以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

それではここで暫時休憩をいたします。1時30分に再開したいと思いますので、よろしく御参集のほどお願いします。

午後0時07分 休憩

午後1時30分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

21番 鵜飼静雄君の発言を許します。

21番（鵜飼静雄君）

それでは、通告してあります3点について質問をいたします。

まず第1番目の、校庭等の芝生化についてということであります。

この件については以前にも、特に校庭などの砂ぼこり対策として芝生化が有効ではないかということで長野県に視察に行ったことがあります。ただ、そのときは、それを受けてじゃあ具体的にどう進めたらいいのかというイメージがなかなか自分の中でもわきませんでした。そうこうしているうちに、今度は鳥取方式があるということテレビ等で見まして、事前にいろいろ調査しつつ、7月に鳥取市と島根県の安来市を視察してまいりました。たまたま行った1週間後ぐらいに例の佐用町で大災害が起きているということで、非常に運がよかったわけでありますけれども、いずれにしても、この鳥取方式というのが今クローズアップされています。

ここに比較的簡単にまとめたものがありますので、ちょっと読み上げさせていただきます。

鳥取方式というのは、ニュージーランド出身のニール・スミスという、この人はラグビーを若いころやっていた人なんですけれども、その人が提案した今までになかった芝生化のことをいいます。特徴は、日本でポピュラーな芝生、コウライシバを使用するのではなく、バミュダグラスという芝生を使用することです。コウライシバはとてもきれいなのですが、傷みに弱いという欠点があるため、学校や公園などの養生には向いていないことから、日本では芝生化があまり進んでいませんでした。しかし、このバミュダグラス、俗にいうティフトンは、傷みに強く、さらに成長が早い

ため学校や公園などの養生に最適なことが注目されています。鳥取方式はこのティフトンをポット苗にして植えるというものです。植え方は、従来の全面に植える方式ではなく1メートル間隔で、これを見に行ったときは50センチメートル間隔でやっておりましたけれども、そういう間隔でポット苗を植え、成長させることで芝生化をするということです。全面に植えるわけではないのでかなりコストが抑えられ、1メートル幅で約100円という超低価格で芝生化ができるのが鳥取方式の最大の特徴だというふうに言われています。成長もかなり早く、約2ヵ月半ほどで全面に広がります。大体6月の中ごろにポット苗を植えて、7月の中ごろに見に行きましたのでそこそこ広がっておりまして、恐らく今ごろだとおおむね全面に広がっているだろうというふうに思っています。大体2ヵ月半ぐらいで、夏休みが明けて2学期が始まって子供が出てくると大体一面芝生が広がっているという状況であるわけでありまして。そういうのが鳥取方式と言われるものであります。

これの効果としてどういうことが言われているかということでちょっと紹介させていただきますと、両方とも同じなんですけれども、特に鳥取市の中ノ郷小学校というところがまとめをうまくしていただいておりますので、それをちょっと読み上げさせていただきますと、子供たちのメリットとしてどういうことが言われるかという、外遊びがふえた。今まで土のグラウンドだと、運動嫌いな子なんかはなかなか外へ行かない、部屋の中でもっているということがありましたけれども、芝生にするとはだしで行くと物すごく気持ちがいいんですね。コウライシバだとかたいんですけれども、このバミュダグラスというのは非常にやわらかい芝生で、子供たちがはだしになって喜んで遊ぶ。そういう姿を見て、また今まで部屋にこもっていた子が外に行き一緒に遊ぶようになるというような効果が生まれてきているということが言われています。また、走力のアップということも言われています。それは、はだしで芝生を走ると滑ります。滑らないように足の指でしっかりと支えようとするということからまた走力のアップ、あるいは土踏まずの形成が進むとかということも言われています。また、その芝生で遊ぶことによって子供たちのコミュニケーションがうまくいくようになると。そういう結果、いじめの減少につながってきているという報告が中ノ郷小学校ではなされています。さらに、地域、あるいは保護者へのメリットとして、学校と保護者、あるいは地域が連携して、また協力しながらこの芝生の管理を進めているということで、地域コミュニティの形成が進んできているという効果が上げられています。

この芝生化をするということについて、なかなか日本ではこれまで進まなかった原因というのは、芝生というとまずコウライシバが頭に浮かぶ。どこでも、公園でもそうですけれども、芝生のところには立入禁止という札が張ってあって中へ入れないという、そういうイメージの中で芝生化というのがとらえられてきたということがあります。鳥取方式の場合には、もっと簡単に芝生を入れて、芝生を植えた、ポット苗を植えると、もう即その日から、小学校、幼稚園程度であればすぐその上で遊んでもらって結構だと。むしろその方がいいんだというようなことも言われています。そういう芝生化をすることによって、一番最初に申し上げた土ぼり対策にももちろんなりますし、子供たちの教育力を、あるいは成長を促すという意味でも、また地域との連携という意味でも、あるいは地域力を高めるという点でも非常に効果があるのではないかとこのことを痛感してまいりました。

この芝生化を進めるに当たってどこでも二の足を踏んでいるというのは、やっぱり行政がこれに対して相当な負担がかかるのではないかと、金銭面でも、あるいは後々の維持管理という点でも負担がかかるということが言われておりましたけれども、この鳥取方式の特徴というのは、基本的には行政に頼らない。地域が、あるいは保護者、PTAがみずから管理・運営を進めていくということで、この中ノ郷小学校、あるいは安来市の社日小学校といいますが、そういうところでは芝生管理委員会というのを募集して、それぞれ大体30人ぐらいの委員ができたそうでありましてけれども、そういった保護者を含めた地域の人たちがみずから芝生を管理していくということで、ほとんど行政には頼らないという姿勢でやっています。ただ、実際に進めていく上で初期投資は一定かかりますので、その点での行政のバックアップが必要だろうとは思いますが、いずれにしても行政に大きな負担をかけることなく、地域でできることは地域でやろう。そこに行政が、住民参加でなしに逆に行政参加をしていくという形で進めれば、この芝生化というのが物すごく現実的になってくるのではないかとこのように思っています。

この芝生化を進めるに当たって、例えばこの中ノ郷小学校の例を申し上げますと、昨年1,000平米やりまして、その効果として先ほど申し上げたような効果が顕著になってきたということで、さらに親や地域の協力を得ながら今年度3,000平米ふやしてやるということで、今4,000平米が芝生化をしていると。さらにこれをどんどん広げていくという計画を持っています。そういうような形で、まずできるところからやって、それを検証しながら広げていくという形がいいのではないかとこのように思っています。

そういうようなことで、今回この学校の芝生化の校庭等、校庭等というのは、幼稚園、保育園も含みますので校庭等というふうに書いておきましたけれども、この鳥取方式を参考にしながら、本巢市としても何らかの取り組みをしていく必要があるのではないかとこのように考えています。その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。保育園と小学校とか、両方ありますので、一応、教育長と健康福祉部長にお尋ねするという形にしておりますので、よろしくお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、答弁を教育長及び健康福祉部長に求めます。

まず初めに、教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、校庭などの芝生化につきましてお答えをしたいと思います。

ただいまお話のございました鳥取方式による校庭等の芝生化につきましては、経費が安いというお話もあったわけですが、そういうことに加えて、コミュニケーションや触れ合いの場の提供によります教育的効果、そしてさらにはヒートアイランド現象の緩和など環境保全の効果も高いと聞いております。また、子供たちが自分たちで学校環境づくりに参画することで、体験的に環境にかかわる意識を高める効果も期待できると、そんなふう考えているところでございます。

しかしながら、根づくまでの水やり、そして根づいた後の1週間に1度と言われます芝刈りなど維持管理の問題もございまして、PTAとか地域の方々のお力添えがいただけるかどうかという課

題も現実でございます。また、授業や部活で行います運動種目によりましては芝生が支障になることもあると、そういうことも聞いているところでございます。そのため、芝生化を図る場所など、学校の意見を大事にしながら、PTAや地域の方々の継続した御協力が得られる学校があればでございますが、実験的に実施してまいりたいと、そんなふうにと考えるところでございます。よろしくお願いたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは続きまして、健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは健康福祉部の方からお答えをさせていただきます。

校庭等の芝生化につきましては、通園する園児の心身の発達や、園庭の防じん・土砂の流出防止から施設環境と園舎等の気温上昇の抑制効果が期待できるものと考えております。議員の御指摘のとおり、鳥取方式と称します校庭の芝生化は、植栽・維持管理が容易であることや、芝の回復力が強い品種など、経費が比較的安価であるということ聞いております。

芝生事業を導入するに当たりましては、芝植え、水やり、芝刈りなどの維持管理作業に保護者や地域住民の御協力をいただいているようであります。

今回の鳥取方式では、芝生の自然回復力の点から、児童1人当たりの一定面積以上が必要で、最低でも15平米以上、25平米以上が望ましいとされているようであります。現在の市内の公立幼稚園、幼児園、保育園の屋外遊戯施設では、本巢西、神海保育園を除きまして15平米に達していないことや、子育て世代の保護者や地域住民の御理解と持続的な御協力が得られるかが課題であります。

今後、面積的な課題につきましては、事例等の収集をいたしまして、保護者等の御協力が得られる場合は、園の要望も踏まえて検討をしていきたいというふうにと考えております。以上でございます。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

今お二方から答弁いただきました中でもありますように、保護者、特に地域ですね。継続的にやっ払いこうと思った場合には保護者だけではだめだと思ふんで、地域がどうこれにかかわっていくかということが重要な問題になってくると思ふんです。せんだって視察に行きまして、その周辺の自治体の取り組みもあわせてお伺いしますと、市として初期投資等の予算をつけて、でもそれを出す前提としてそれぞれの地域での協力体制があるということが条件になっているというような話もありました。先ほども申し上げたように、行政がやるということよりも、地域がこれに積極的に乗り出すということでないといふ長続きしないし成功しないといふふうにも私見を思いましたので、だからそういうところが生まれるようなやっ払い働きかけをするということ。そういうところできたときに、あるどこかを一つ実験的にきちんとやってみる。あるいはその一つの中で、この中ノ郷小

学校のように全面的にまずやるということではなしに、まず一定面積をやって、その効果をみんなで確認しながら、じゃあもっと広げようかというのが周りの人がみんな思う。そういう中でだんだん広がり、さらに全市に広がっていくという形が望ましいだろうというふうに思っています。そういう点では、先ほどの答弁で結構でございますので、それぞれ学校、あるいは保育園、あるいはPTA、保護者、いろんなところでこういうことを話題にまず乗せていただくことが必要だろうし、また地域でそれぞれ論議されるような場がいろんな形で設けられることが必要だと思うんで、それはそれぞれの立場で積極的に取り組んでいていただきたいし、またこちらとしてもそういう対応をしていきたいと思っております。

それはそういうことで、今回は問題提起でございますので、またよろしくお願ひしたいと思います。これをさらに現実のものにするような取り組みを期待して、この問題については終わります。

二つ目の、交通安全対策についてということで書いておきました。新しい道路や西部連絡道ですけれども、新しい道路やいろんなモレラとかいった新しい施設ができることによって、交通事情というのはどんどん変わってきます。けれども、道路そのものの構造というのは変わっていないということによって、現実に対応しない、対応できていないということがどんどん生まれてきます。例えば、ここに三つ例で書いておきましたけれども、西部連絡道、これは新しい道ができましたけれども、改めて通っておりますと歩道がほとんどないんですね。車のための道です。そうすると、住宅地の人が片側歩道でそこへ行って通行するとか、あるいは農作業も含めて反対側へ行こうと思ったときに非常に危ないんじゃないかという気がいたします。だけれども、今の基準でいえば、通行量の問題、あるいは周りに集客施設がないとか、そういうような幾つかの条件があって歩道をつくるというのは非常に困難だということに言われます。けれども、カーブしているし、あるいはスピードもそこそこ出すというようなところですので、非常に危険性はあるだろうと。もし何か大きな事故でも起きれば対応されるんだろうけれども、でもそれまで待っているというのもやっぱりよくない。現実を見て、できることはやっぱり極力するということが必要ではないか。

2番目の屋井黒野線線につきましても、これもたしか30年近く前に長良系貫線の都市計画決定をして、長良系貫線ができたときに、本巣縦貫道から西の屋井黒野線についても拡幅するという計画が当初ありまして、それがいまだに進んでいないという状況の中で交差点の改良だけはしてもらいましたけれども、屋井黒野線、北方自動車学校の南側の道路については依然と前のままという以上に、モレラができて、モレラへの入り口、給食センターへの入り口、そうしたことから以前よりも状況としては悪くなっているけれども、歩行者や自転車が安全に通るような状況にはないということが言えると思うんですね。だから、最終的には東海環状自動車道ができる、あるいは長良系貫線ができるという状況の中で最終的な改善がされるのかもしれないけれども、じゃあそれまで今のままでいいかということ、そうではないだろうと思う。だからその点もある。

また、3点目の国道157号線、本巣縦貫道交差点、ちょっと書き方が不正確でありますけれども、要するに三橋の四つ角ですね。あれが南の方から来て右折車線がなく、また対向車が非常に見にくいということで、以前からいろんな人から、あそこに右折車線ができんかというような声が

ございました。そういう中でさらにモレラができて交通がさらに激しくなって、さらに危険性を増して、あそこを通るときはいつも非常に神経を使っているわけでありますけれども、ただ基準からいえば、これも右折車線ができるような状況ではないというふうに言われます。けれども、これもそのうち大事故が起きれば必然的に考えざるを得なくなると思います。でもそれまで待っているのもよくもない。

だから、いろいろ基準はあって制約はあるかもしれないけれども、その中で今できることは、最低限の対応でも何でも、とにかく一步でも二歩でも前進させていくという努力が必要だなということを思っています。そういう点でこの3点を上げたわけです。

県ともこういった問題について交渉し、話し合いをしたことがあります。県の方も、比較的優しい言い方で「今の段階では」というまくら言葉をつけて言ってくれましたけれども、いずれにしてもなかなかできないと、難しいということは言っております。けれどもやっぱり市としては必要な部分なので、何らかの形でいろんな働きかけなり、市としてのできることは何なのかということ具体的に詰めていく必要があるんじゃないかというふうに思って今回質問に取り上げました。この点についての見解をお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、ただいまの答弁を企画部長及び産業建設部長に求めます。

まず初めに、企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、交通安全対策についての1番目でございますが、この西部連絡道路につきましてお答えをさせていただきます。

当然、新しい道路をつくる前におきましては交通安全対策ということで関係部署が寄っているような対策をつくるわけでございますけれども、その後、開通後でも、やはり交通安全対策として必要な部分が出てまいります。そういったことで、この西部連絡道路につきましては、公安委員会によりまして開通後点滅信号が1ヵ所設置をされておりますほか、市としまして、危険な交差点に注意喚起のための看板とかキャッチングフラッシャーを設置するなど、順次、開通後の交通状況に応じながら、必要な対策を講じているところでございます。

このほか、議員御指摘のとおり横断歩道の数が少ないというようなことから増設も考えられるところでございますけれども、横断歩道の設置をされるところにつきましては公安委員会でございますが、そういったところによれば、比較的時間断なく車両の往来があり、かつ横断する歩行者も相当数あり、このため容易に横断できないような状況の箇所を設置するのが基本というようなことを基準として持っておられるわけでございますけれども、いずれにしましても、市としまして、今後は交通量の推移に注意しながら、必要に応じて公安委員会へ横断歩道の設置などにつきまして要望をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは続きまして、産業建設部長 山田英昭君、答弁をお願いします。



産業建設部長（山田英昭君）

2点目の県道屋井黒野線の北方自動車学校南の件でございますけれども、この箇所の歩道整備につきましては、県が進める岐阜圏域の幹線道路網再編計画の中で都市計画道路長良系貫線として整備手法が検討されておりますので、市としましては、岐阜市と構成する長良系貫線促進協議会や、今年7月に沿線自治会関係者で設立していただきました本巣市東海環状自動車道建設促進協議会を通して、県及び国に対して積極的に要望してまいりたいというふうに考えております。

次、3点目の国道157、系貫縦貫道交差点についてということで、この三橋交差点につきましては以前から交通事故が多く、平成18年度に南進方向の右折矢印の信号が設置されまして、右折車両に対する事故防止の改善がなされております。さらに、同年の4月にモレラ岐阜がオープンし、渋滞が予測されたため、この交差点から県道屋井黒野線三橋北交差点までの信号機すべてが系統式に変わり、渋滞緩和の措置がとられております。

しかしながら、この交差点の東方面からモレラ方面へ右折する際の前方確認については見通しが悪く、解消するには至っておりません。抜本的な交差点改良計画につきましては、県の財政が厳しい状況の現段階では難しいという回答を得ております。市としましては、今後も現状を県に対して根気よく伝えながら、交通安全対策に向けた検討をお願いしていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

いずれも、今、県の対応は先ほど申し上げたように承知して申し上げておるので、今じゃあどうするという形にはならないと思いますけれども、ただ念頭に置いて県等との働きかけを進めてほしいと思いますのは、本質的な改善が図られない場合でも、次善の策も念頭に置きながら物事を進めない、特に今の県の財政状況はなかなか厳しいので大変なんですね。この前も県へ行きましたときに、とにかく道路照明も、特に橋なんか半分ぐらい消すような状態なので理解してくださいというふうに言われました。そのくらい財政が厳しいということを担当者が言っているわけでありませう。そういう中だけにおいそれとは理想の形にはなっていないと思います。逆に言えば、それだからこそ今できること、次善の策でも、あるいは次々善の策でも、とにかく少しでもやっぱり地域の住民を守る手だてを講じていくという、そういう立場から県との話し合いをいろいろ進めてほしいということを申し上げておきます。

3番目ですが地産地消の推進についてということで、これについては地産地消推進委員会を設置して、安全・安心な県内農産物や地域食材を安定的に納入できる組織づくりを進めるというふうの方針が示されています。これについての状況なり、これからの方向・方針を改めてお伺いしたいということで今回取り上げさせていただきました。市長の答弁をお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

地産地消の推進につきましてお答えを申し上げたいと思います。

地産地消推進委員会というのを今年度設置することになっておりますが、ちょっと手順がおくれておりまして、現在まだ設置に向けて要綱の整備と、それに伴います組織体制の調整を行っている段階でございまして、まだ組織的に云々という段階になっていないということでございまして、できるだけ早くこの体制を立ち上げて、またお答えできるように進めていきたいと思っております。

それとあわせて、組織はそういったことでございますけれども、地産地消の推進ということにつきましては、現在、市内で生産されました安全・安心な農産物を広く皆さんに知っていただくということで、広報もとず、それからCCNet「こちら本巢市情報局」にシリーズとして、5月はジュウロクササゲ、6月はニンニク、7月はタマネギ、8月はマクワウリを本巢のおいしい農産物ということで紹介をしてきております。紹介いたしました農産物の生産者からは、消費者から直接の問い合わせや注文があるようになったという、そういった喜びの声をお聞きすることもございまして、消費者と生産者との関係により影響を与え、地産地消が若干ながらも推進できているんじゃないかというふうに考えております。9月以降におきましても、本巢のおいしい農産物というのをこれから随時紹介してまいりたいと思っております。

それからまた、新年度予算でお認めいただきました学校給食におきましても、第3金曜日を「食育の日」ということで、県内産、市内産を中心にしながら、そういった食を提供するということが今取り組んでおりますけれども、6月はジュウロクササゲのゴマあえとか、7月はニンニクを香辛料として利用というようなこと、また9月以降も学校が始まりましたら、また地域の食材を取り入れて、給食として提供してまいりたいというふうに思っております。

これからはいろんな場を通じまして、市民の皆さんに市内でとれた農産物を消費いただけるよう働きかけを行ってまいりたいというふうに思っております。冒頭に申し上げました地産地消推進委員会というのは10月を目途に設置いたしまして、組織的に地産地消というのを市として推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

この地産地消について、全般的には今言われた形で進めていただければと思いますが、その中で、学校給食における地産地消となると若干異質といえますか、考え方がちょっと違うかなと思って、これは申し上げていくだけでありますけれども、全国的にも栃木県が結構進んでおりまして、前申し上げたかもしれませんが都賀町というところに視察に行きましてまいりましたが、学校給食における地産地消という部分だけに限って言うと、栄養士が本当にその気になって先頭に立た

ないとなかなか物事が進まないなあという現実があると思います。それにあわせて生産者のグループをどう組織していくかということが出てきます。そういう点では、やっぱり一定の時間がかかると思うんですね。10月にこの地産地消推進委員会を立ち上げられる予定ということですので、その中で早急に、特に時間のかかる学校給食との絡みについては早く手を尽くしてほしいと。そのほかについては、やりようが違うんで、すぐ対応が可能な部分もありますけれども、ということだけ老練心ながら申し上げておきます。

今回は3点とも基本的には問題提起でございますので、次回、やる機会がありましたらまた細部をお願いしたいと思います。以上で終わります。

#### 散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

あす8月25日午前9時から本会議を開会し、引き続き、市政一般に対する質問を行いますのでお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さんでした。

午後2時04分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員